

平成30年11月13日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）

】 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課

女性活躍・人材活用推進室長

（公印省略）

地方公共団体における障害者雇用の促進等について

今般、国の行政機関において、障害者雇用義務制度の対象となる障害者の範囲に誤りが見られたことから、平成29年6月1日現在の障害者任免状況通報書（以下「通報書」という。）の内容について再点検を実施し、その結果が本年8月28日に公表されました。

その状況を踏まえつつ、地方公共団体についても、平成29年6月1日現在の通報書に係る再点検を実施し、その結果が別添1のとおり公表されたところです。

併せて、「公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議」（以下「閣僚会議」という。）の下に設置された「公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議」（以下「連絡会議」という。）において、政府一体となって障害者雇用の推進に取り組む方策について検討が進められました。

また、連絡会議の下に、弁護士等を構成員とする「国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会」（以下「検証委員会」という。）が設置され、再発防止とチェック機能の強化策を検討していく上での前提として、今般の事態の事実関係の確認と検証が行われました。検証委員会の報告書は、本年10月22日に取りまとめられ、同日の連絡会議及び10月23日の閣僚会議に報告されています（検証委員会の報告書の概要は別添2）。

それらも踏まえ、今般、閣僚会議において、別添3のとおり「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が策定されました。そして、このたび、平成30年11月13日付け職雇発1113第2号（別添4）により、厚生労働省職業安定局雇用開発部長から、地方公共団体における障害者雇用の促進について依頼がありました。

各地方公共団体においては、公務部門は、民間の事業主に対し率先して障害者を雇用すべき立場にあることを改めて認識し、基本方針を参考にしながら、特に下記事項に留意の上、各団体の実情に応じて、必要な措置を講ずるよう要請いたします。

併せて、他の任命権者、市区町村等に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

す。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

記

- 1 法定雇用率を達成していない地方公共団体においては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号）の規定に基づき、適切に対処していただきたいこと。
- 2 障害者任免状況の通報において、対象障害者の確認・計上に誤りがあった地方公共団体においては、今回の事態を重く受けとめ、このような事態が再発することのないよう、組織全体として障害者雇用を推進するという意識を徹底し、検証委員会の報告書や基本方針を踏まえ、再発防止に取り組んでいただきたいこと。
- 3 法定雇用率を達成していない地方公共団体はもとより、達成している地方公共団体においても、障害者が意欲と能力を発揮し、活躍できる場を拡大するため、障害者が活躍しやすい職場づくりの推進に取り組んでいただくとともに、今後においても、障害者の雇用を不断に推進していただきたいこと。
- 4 障害者が、自らの希望や障害の特性等に応じて、無理なく、かつ、安定的に働くことができるよう、各地方公共団体の実情に応じ、国家公務員の人事管理の在り方についての検討を踏まえつつ、障害者がいきいきと働きやすい人事管理の在り方の検討や多様な任用形態の確保に取り組んでいただきたいこと。そのため、個々の障害者がその障害の内容及び程度に応じて能力を発揮できる具体的な職域・職種・業務を把握し、その用意を行う必要があること。
- 5 今後、国において、通報等に関する実務及び再発防止のための取組に係る留意事項についての手引き、公務部門における障害者雇用マニュアルなどが策定される予定であり、今後の対応に当たっては、これらも参考とされたいこと。

以 上

都道府県の機関、市町村の機関、都道府県等の教育委員会及び独立行政法人等における平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況等の再点検結果について

平成 30 年 10 月 22 日
厚生労働省

I. 概要

(都道府県の機関、市町村の機関、都道府県等の教育委員会)

- 都道府県の機関、市町村の機関、都道府県等の教育委員会は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 40 条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を、障害者任免状況通報書により厚生労働大臣に対して通報しなければならないこととされています。
- この通報に基づいて集計された、平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者である職員の任免に関する状況については、民間企業における障害者の雇用の状況と併せ、「平成 29 年 障害者雇用状況の集計結果」として、平成 29 年 12 月 12 日に公表していたところです。この度、都道府県の機関、市町村の機関、都道府県等の教育委員会において、通報内容の再点検を行い、各機関から改めて数値が通報されたことから、これを公表します。
- 再点検の結果、地方公共団体全体における障害者数は、49,689.0 人から 3,809.5 人減少して 45,879.5 人と、実雇用率は 2.40%から 2.16%と、不足数は 677.0 人から 4,667.5 人となりました。その内訳は、次のとおりです。
 - (1) 都道府県の機関の障害者数は 8,633.0 人から 681.5 人減少して 7,951.5 人と、実雇用率は 2.65%から 2.36%と、不足数 5.0 人から 647.5 人となりました。
 - (2) 市町村の機関の障害者数は 26,412.0 人から 769.0 人減少して 25,643.0 人と、実雇用率は 2.44%から 2.29%と、不足数は 439.5 人から 1,573.0 人となりました。
 - (3) 都道府県等の教育委員会の障害者数は 14,644.0 人から 2,359.0 人減少して 12,285.0 人と、実雇用率は 2.22%から 1.85%と、不足数は 232.5 人から 2,447.0 人となりました。

(独立行政法人等)

- 独立行政法人等は、法第 43 条に基づき、毎年、障害者である労働者の雇用に関する状況を、障害者雇用状況報告書により厚生労働大臣に対して報告しなければならないこととされています。
- この報告に基づいて集計された、平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の雇用の状況についても、「平成 29 年 障害者雇用状況の集計結果」の中で、平成 29 年 12 月 12 日に公表していたところです。この度、独立行政法人等において、報告内容の再点検を行い、各法人から改めて数値が報告されたことから、これを公表します。
- 再点検の結果、独立行政法人等の障害者数は 10,276.5 人から 52.5 人減少して 10,224.0 人と、実雇用率は 2.40%から 2.38%と、不足数 297.0 人から 335.5 人となりました。

II. 総括表

○ 全国の地方公共団体及び独立行政法人等における再点検に基づき通報された数値に基づく集計結果は以下のとおりです。

平成 29 年 6 月 1 日時点 地方公共団体及び独立行政法人等の集計値（再点検後）

1 地方公共団体における在職状況

(1) 都道府県の機関(法定雇用率 2.3%)

() 内は再点検前の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	336,880.0 人 (325,174.0 人)	7,951.5 人 (8,633.0 人)	2.36% (2.65%)	108 / 158 (152 / 156)	68.4% (97.4%)	647.5 人 (5.0 人)
都道府県知事部局	263,256.5 人 (256,269.5 人)	6,358.5 人 (6,880.0 人)	2.42% (2.68%)	28 / 47 (47 / 47)	59.6% (100.0%)	422.0 人 (0.0 人)
その他の都道府県機関	73,623.5 人 (68,904.5 人)	1,593.0 人 (1,753.0 人)	2.16% (2.54%)	80 / 111 (105 / 109)	72.1% (96.3%)	225.5 人 (5.0 人)

(2) 市町村の機関(法定雇用率 2.3%)

() 内は再点検前の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
市町村の機関(*1)	1,120,195.5 人 (1,084,190.0 人)	25,643.0 人 (26,412.0 人)	2.29% (2.44%)	1,797 / 2,365 (2,046 / 2,319)	76.0% (88.2%)	1,573.0 人 (439.5 人)

(*1) 市町村の機関は下記(3)の市町村教育委員会以外の市町村教育委員会を含む。

(3) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率 2.2%)

() 内は再点検前の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	664,619.0 人 (659,739.0 人)	12,285.0 人 (14,644.0 人)	1.85% (2.22%)	65 / 114 (103 / 122)	57.0% (84.4%)	2,447.0 人 (232.5 人)
都道府県教育委員会	580,263.5 人 (572,787.5 人)	10,592.0 人 (12,782.0 人)	1.83% (2.23%)	15 / 47 (37 / 47)	31.9% (78.7%)	2,263.0 人 (120.0 人)
市町村教育委員会(*2)	84,355.5 人 (86,951.5 人)	1,693.0 人 (1,862.0 人)	2.01% (2.14%)	50 / 67 (66 / 75)	74.6% (88.0%)	184.0 人 (112.5 人)

(*2) 市町村教育委員会のうち、中学校、高等学校及び中等学校に置かれる教諭、助教諭又は講師の任命権者であるもの。

2 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率 2.3%)

() 内は再点検前の数値

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤達成割合	⑥不足数
計	429,408.5 人 (427,826.5 人)	10,224.0 人 (10,276.5 人)	2.38% (2.40%)	258 / 337 (264 / 337)	76.6% (78.3%)	335.5 人 (297.0 人)
独立行政法人等(*3)	355,263.0 人 (353,739.0 人)	8,625.0 人 (8,663.0 人)	2.43% (2.45%)	143 / 180 (147 / 180)	79.4% (81.7%)	159.0 人 (129.5 人)
地方独立行政法人等(*3)	74,145.5 人 (74,087.5 人)	1,599.0 人 (1,613.5 人)	2.16% (2.18%)	115 / 157 (117 / 157)	73.2% (74.5%)	176.5 人 (167.5 人)

(*3)「独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を、「地方独立行政法人等」は同令別表第2の第9号及び第10号の法人を指す。

注 1 各表②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注 2 各表④欄の「機関数」の再点検後における増減は、再点検の結果により障害者の雇用義務があることが判明したこと等(参考:6ページ、注1及び注2)によるものである。

Ⅲ. H29. 6. 1 現在の障害者任免状況通報に係る再点検結果（点検前後の概要）

1 都道府県知事部局〔再点検前 ⇒ 再点検後〕

実雇用率 2.68%⇒2.42% 雇用障害者数 6,880.0人⇒6,358.5人

	実雇用率の増減(%)	障害者数の増減(人)	不足数の増減(人)
計	2.68 ⇒ 2.42	6,880.0 ⇒ 6,358.5 (-521.5)	0.0 ⇒ 422.0
北海道	2.70 ⇒ 2.70	331.0 ⇒ 331.0 —	0.0 ⇒ 0.0
青森県	2.40 ⇒ 2.21	90.0 ⇒ 88.0 (-2.0)	0.0 ⇒ 3.0
岩手県	2.48 ⇒ 2.48	107.0 ⇒ 107.0 —	0.0 ⇒ 0.0
宮城県	2.84 ⇒ 2.74	155.0 ⇒ 149.5 (-5.5)	0.0 ⇒ 0.0
秋田県	2.55 ⇒ 2.34	91.0 ⇒ 83.5 (-7.5)	0.0 ⇒ 0.0
山形県	2.51 ⇒ 1.17	143.0 ⇒ 67.0 (-76.0)	0.0 ⇒ 64.0
福島県	2.49 ⇒ 1.76	144.0 ⇒ 105.0 (-39.0)	0.0 ⇒ 31.0
茨城県	2.46 ⇒ 1.81	132.0 ⇒ 97.0 (-35.0)	0.0 ⇒ 26.0
栃木県	2.55 ⇒ 2.55	121.0 ⇒ 122.0 (+1.0)	0.0 ⇒ 0.0
群馬県	2.73 ⇒ 1.94	126.0 ⇒ 89.5 (-36.5)	0.0 ⇒ 16.5
埼玉県	2.70 ⇒ 2.70	194.0 ⇒ 194.0 —	0.0 ⇒ 0.0
千葉県	2.54 ⇒ 2.37	199.0 ⇒ 186.0 (-13.0)	0.0 ⇒ 0.0
東京都	2.73 ⇒ 2.73	712.0 ⇒ 712.0 —	0.0 ⇒ 0.0
神奈川県	3.22 ⇒ 3.06	239.5 ⇒ 227.5 (-12.0)	0.0 ⇒ 0.0
新潟県	2.76 ⇒ 2.76	172.0 ⇒ 172.0 —	0.0 ⇒ 0.0
富山県	2.44 ⇒ 1.82	89.0 ⇒ 79.5 (-9.5)	0.0 ⇒ 20.5
石川県	2.41 ⇒ 1.37	106.0 ⇒ 68.0 (-38.0)	0.0 ⇒ 46.0
福井県	2.39 ⇒ 2.39	91.5 ⇒ 91.5 —	0.0 ⇒ 0.0
山梨県	2.39 ⇒ 1.89	82.0 ⇒ 65.0 (-17.0)	0.0 ⇒ 14.0
長野県	2.63 ⇒ 2.19	133.0 ⇒ 128.5 (-4.5)	0.0 ⇒ 5.5
岐阜県	2.50 ⇒ 2.50	125.5 ⇒ 125.5 —	0.0 ⇒ 0.0
静岡県	2.61 ⇒ 2.15	155.5 ⇒ 131.0 (-24.5)	0.0 ⇒ 8.0
愛知県	2.68 ⇒ 2.68	244.5 ⇒ 244.5 —	0.0 ⇒ 0.0
三重県	2.65 ⇒ 2.65	138.5 ⇒ 138.5 —	0.0 ⇒ 0.0
滋賀県	2.54 ⇒ 2.45	92.0 ⇒ 89.0 (-3.0)	0.0 ⇒ 0.0
京都府	2.71 ⇒ 2.71	106.0 ⇒ 106.0 —	0.0 ⇒ 0.0
大阪府	3.59 ⇒ 3.59	288.5 ⇒ 288.5 —	0.0 ⇒ 0.0
兵庫県	2.66 ⇒ 2.38	167.5 ⇒ 173.0 (+5.5)	0.0 ⇒ 0.0
奈良県	2.67 ⇒ 2.54	93.0 ⇒ 89.5 (-3.5)	0.0 ⇒ 0.0
和歌山県	2.30 ⇒ 1.91	93.0 ⇒ 77.0 (-16.0)	0.0 ⇒ 15.0
鳥取県	3.17 ⇒ 3.17	102.0 ⇒ 102.0 —	0.0 ⇒ 0.0
島根県	2.41 ⇒ 1.45	94.0 ⇒ 56.5 (-37.5)	0.0 ⇒ 32.5
岡山県	2.64 ⇒ 2.37	103.0 ⇒ 98.0 (-5.0)	0.0 ⇒ 0.0
広島県	2.40 ⇒ 2.39	140.5 ⇒ 139.5 (-1.0)	0.0 ⇒ 0.0
山口県	2.94 ⇒ 2.94	112.0 ⇒ 112.0 —	0.0 ⇒ 0.0
徳島県	2.67 ⇒ 2.67	77.0 ⇒ 77.0 —	0.0 ⇒ 0.0
香川県	2.48 ⇒ 2.22	95.0 ⇒ 104.0 (+9.0)	0.0 ⇒ 3.0
愛媛県	2.40 ⇒ 1.04	99.0 ⇒ 45.0 (-54.0)	0.0 ⇒ 54.0
高知県	2.89 ⇒ 2.04	103.5 ⇒ 73.0 (-30.5)	0.0 ⇒ 9.0
福岡県	3.55 ⇒ 3.55	269.5 ⇒ 269.5 —	0.0 ⇒ 0.0
佐賀県	2.37 ⇒ 2.41	74.5 ⇒ 78.0 (+3.5)	0.0 ⇒ 0.0
長崎県	2.49 ⇒ 1.84	99.0 ⇒ 76.5 (-22.5)	0.0 ⇒ 18.5
熊本県	2.58 ⇒ 2.09	115.5 ⇒ 93.5 (-22.0)	0.0 ⇒ 8.5
大分県	2.79 ⇒ 2.84	107.5 ⇒ 109.5 (+2.0)	0.0 ⇒ 0.0
宮崎県	2.72 ⇒ 2.66	109.0 ⇒ 106.5 (-2.5)	0.0 ⇒ 0.0
鹿児島県	2.33 ⇒ 1.79	108.5 ⇒ 90.5 (-18.0)	0.0 ⇒ 25.5
沖縄県	2.68 ⇒ 1.88	108.5 ⇒ 101.5 (-7.0)	0.0 ⇒ 21.5

2 その他の都道府県機関 [再点検前 ⇒ 再点検後]

実雇用率 2.54%⇒2.16% 雇用障害者数 1,753.0人⇒1,593.0人

	実雇用率の増減(%)		障害者数の増減(人)			不足数の増減(人)	
計	2.54	⇒ 2.16	1,753.0	⇒ 1,593.0	(-160.0)	5.0	⇒ 225.5
北海道企業局	2.17	⇒ 2.17	2.0	⇒ 2.0	—	0.0	⇒ 0.0
北海道道立病院局(注1)	—	⇒ 1.04	—	⇒ 5.0	—	—	⇒ 6.0
北海道議会事務局	2.82	⇒ 2.82	2.0	⇒ 2.0	—	0.0	⇒ 0.0
北海道監査委員事務局	4.04	⇒ 4.04	2.0	⇒ 2.0	—	0.0	⇒ 0.0
北海道警察本部	2.60	⇒ 2.50	37.0	⇒ 35.5	(-1.5)	0.0	⇒ 0.0
青森県病院局	2.55	⇒ 2.55	18.0	⇒ 18.0	—	0.0	⇒ 0.0
青森県警察本部	3.02	⇒ 1.29	11.0	⇒ 5.0	(-6.0)	0.0	⇒ 3.0
岩手県企業局	3.66	⇒ 3.66	3.0	⇒ 3.0	—	0.0	⇒ 0.0
岩手県医療局	2.34	⇒ 2.34	73.0	⇒ 73.0	—	0.0	⇒ 0.0
岩手県警察本部	2.03	⇒ 2.03	8.0	⇒ 8.0	—	1.0	⇒ 1.0
宮城県企業局	1.37	⇒ 1.37	1.0	⇒ 1.0	—	0.0	⇒ 0.0
宮城県議会事務局	4.35	⇒ 4.35	2.0	⇒ 2.0	—	0.0	⇒ 0.0
宮城県警察本部	2.60	⇒ 2.75	16.0	⇒ 17.5	(+1.5)	0.0	⇒ 0.0
秋田県警察本部	2.67	⇒ 1.07	10.0	⇒ 4.0	(-6.0)	0.0	⇒ 4.0
山形県警察本部	2.18	⇒ 2.18	9.0	⇒ 9.0	—	0.0	⇒ 0.0
福島県病院局	3.16	⇒ 3.16	6.0	⇒ 6.0	—	0.0	⇒ 0.0
福島県警察本部	2.32	⇒ 2.32	14.0	⇒ 14.0	—	0.0	⇒ 0.0
茨城県企業局	2.55	⇒ 2.55	5.0	⇒ 5.0	—	0.0	⇒ 0.0
茨城県病院局	2.32	⇒ 1.33	14.0	⇒ 8.0	(-6.0)	0.0	⇒ 5.0
茨城県警察本部	2.30	⇒ 2.30	14.5	⇒ 14.5	—	0.0	⇒ 0.0
栃木県警察本部	2.85	⇒ 2.85	14.5	⇒ 14.5	—	0.0	⇒ 0.0
群馬県企業局	2.26	⇒ 0.81	7.0	⇒ 2.5	(-4.5)	0.0	⇒ 4.5
群馬県病院局	2.31	⇒ 2.31	12.5	⇒ 12.5	—	0.0	⇒ 0.0
群馬県警察本部	2.38	⇒ 2.38	12.5	⇒ 12.5	—	0.0	⇒ 0.0
埼玉県企業局	2.40	⇒ 2.40	10.0	⇒ 10.0	—	0.0	⇒ 0.0
埼玉県病院局	2.35	⇒ 2.35	30.0	⇒ 30.0	—	0.0	⇒ 0.0
埼玉県下水道局	3.76	⇒ 3.76	4.0	⇒ 4.0	—	0.0	⇒ 0.0
埼玉県議会事務局	3.01	⇒ 3.01	2.0	⇒ 2.0	—	0.0	⇒ 0.0
埼玉県警察本部	2.41	⇒ 2.30	33.5	⇒ 32.0	(-1.5)	0.0	⇒ 0.0
千葉県企業土地管理局	2.73	⇒ 2.73	4.0	⇒ 4.0	—	0.0	⇒ 0.0
千葉県病院局	2.27	⇒ 2.11	28.0	⇒ 26.0	(-2.0)	0.0	⇒ 2.0
千葉県水道局	2.83	⇒ 2.44	29.0	⇒ 25.0	(-4.0)	0.0	⇒ 0.0
北千葉広域水道企業団	3.33	⇒ 3.33	3.0	⇒ 3.0	—	0.0	⇒ 0.0
君津広域水道企業団	1.49	⇒ 1.43	1.0	⇒ 1.0	—	0.0	⇒ 0.0
千葉県警察本部	2.27	⇒ 1.94	34.0	⇒ 29.0	(-5.0)	0.0	⇒ 5.0
東京都議会議会局	3.16	⇒ 3.16	5.0	⇒ 5.0	—	0.0	⇒ 0.0
東京都人事委員会	4.88	⇒ 4.88	3.0	⇒ 3.0	—	0.0	⇒ 0.0
東京都監査事務局	2.25	⇒ 2.25	2.0	⇒ 2.0	—	0.0	⇒ 0.0
東京都交通局	3.00	⇒ 3.00	61.0	⇒ 61.0	—	0.0	⇒ 0.0
東京都水道局	2.72	⇒ 2.65	78.0	⇒ 76.0	(-2.0)	0.0	⇒ 0.0
東京都下水道局	2.48	⇒ 2.48	35.5	⇒ 35.5	—	0.0	⇒ 0.0
警視庁	2.58	⇒ 2.58	124.5	⇒ 124.5	—	0.0	⇒ 0.0
東京消防庁	3.74	⇒ 3.74	36.5	⇒ 36.5	—	0.0	⇒ 0.0
神奈川県企業庁	2.69	⇒ 2.69	26.0	⇒ 26.0	—	0.0	⇒ 0.0
神奈川県議会議会局	2.53	⇒ 2.53	2.0	⇒ 2.0	—	0.0	⇒ 0.0
神奈川県警察本部	2.38	⇒ 1.44	50.5	⇒ 30.5	(-20.0)	0.0	⇒ 17.5
新潟県企業局	2.09	⇒ 2.09	2.0	⇒ 2.0	—	0.0	⇒ 0.0
新潟県病院局	2.35	⇒ 2.35	53.0	⇒ 53.0	—	0.0	⇒ 0.0

新潟県警察本部	2.56 ⇒ 2.56	16.0 ⇒ 16.0	—	0.0 ⇒ 0.0
富山県警察本部	2.49 ⇒ 1.72	10.0 ⇒ 7.0	(-3.0)	0.0 ⇒ 2.0
石川県警察本部	2.15 ⇒ 0.72	7.0 ⇒ 3.0	(-4.0)	0.0 ⇒ 6.0
福井県警察本部	2.29 ⇒ 0.49	8.0 ⇒ 2.0	(-6.0)	0.0 ⇒ 7.0
山梨県企業局	4.35 ⇒ 4.35	3.0 ⇒ 3.0	—	0.0 ⇒ 0.0
山梨県警察本部	2.72 ⇒ 2.72	10.0 ⇒ 10.0	—	0.0 ⇒ 0.0
長野県警察本部	2.80 ⇒ 2.10	12.0 ⇒ 13.5	(+1.5)	0.0 ⇒ 0.5
岐阜県警察本部	2.94 ⇒ 2.70	15.5 ⇒ 16.0	(+0.5)	0.0 ⇒ 0.0
静岡県がんセンター局	2.20 ⇒ 2.07	17.0 ⇒ 16.0	(-1.0)	0.0 ⇒ 1.0
静岡県警察本部	2.44 ⇒ 1.18	19.0 ⇒ 11.0	(-8.0)	0.0 ⇒ 10.0
愛知県企業庁	3.36 ⇒ 3.36	13.0 ⇒ 13.0	—	0.0 ⇒ 0.0
愛知県病院事業庁	2.39 ⇒ 2.39	24.5 ⇒ 24.5	—	0.0 ⇒ 0.0
名古屋港管理組合	2.45 ⇒ 2.45	8.0 ⇒ 8.0	—	0.0 ⇒ 0.0
愛知県議会事務局	1.52 ⇒ 1.52	1.0 ⇒ 1.0	—	0.0 ⇒ 0.0
愛知県警察本部	2.36 ⇒ 2.36	27.0 ⇒ 27.0	—	0.0 ⇒ 0.0
三重県企業庁	3.65 ⇒ 3.65	5.0 ⇒ 5.0	—	0.0 ⇒ 0.0
三重県病院事業庁	4.42 ⇒ 4.42	8.0 ⇒ 8.0	—	0.0 ⇒ 0.0
三重県警察本部	2.26 ⇒ 0.71	9.0 ⇒ 3.5	(-5.5)	0.0 ⇒ 7.5
滋賀県警察本部	2.74 ⇒ 2.74	9.0 ⇒ 9.0	—	0.0 ⇒ 0.0
京都府環境部	2.94 ⇒ 2.94	2.0 ⇒ 2.0	—	0.0 ⇒ 0.0
京都府警察本部	2.97 ⇒ 2.97	20.5 ⇒ 20.5	—	0.0 ⇒ 0.0
大阪府議会事務局	0.00 ⇒ 0.00	0.0 ⇒ 0.0	—	1.0 ⇒ 1.0
大阪府警察本部	2.35 ⇒ 1.10	56.5 ⇒ 26.5	(-30.0)	0.0 ⇒ 28.5
兵庫県企業庁	3.44 ⇒ 3.42	6.0 ⇒ 6.0	—	0.0 ⇒ 0.0
兵庫県病院局	2.31 ⇒ 1.70	57.0 ⇒ 64.5	(+7.5)	0.0 ⇒ 22.5
兵庫県警察本部	2.68 ⇒ 2.67	26.0 ⇒ 26.0	—	0.0 ⇒ 0.0
奈良県警察本部	2.81 ⇒ 2.81	9.0 ⇒ 9.0	—	0.0 ⇒ 0.0
南和広域医療企業団	2.45 ⇒ 2.45	7.0 ⇒ 7.0	—	0.0 ⇒ 0.0
和歌山県警察本部	2.42 ⇒ 0.97	10.0 ⇒ 4.0	(-6.0)	0.0 ⇒ 5.0
鳥取県病院局	2.39 ⇒ 2.39	15.0 ⇒ 15.0	—	0.0 ⇒ 0.0
鳥取県警察本部	2.60 ⇒ 2.60	8.0 ⇒ 8.0	—	0.0 ⇒ 0.0
島根県病院局	2.54 ⇒ 0.98	13.0 ⇒ 5.0	(-8.0)	0.0 ⇒ 6.0
島根県警察本部	2.16 ⇒ 2.16	7.5 ⇒ 7.5	—	0.0 ⇒ 0.0
岡山県警察本部	2.49 ⇒ 2.33	15.5 ⇒ 15.5	—	0.0 ⇒ 0.0
広島県警察本部	2.37 ⇒ 2.37	15.0 ⇒ 15.0	—	0.0 ⇒ 0.0
山口県警察本部	2.70 ⇒ 2.70	14.0 ⇒ 14.0	—	0.0 ⇒ 0.0
徳島県企業局	1.71 ⇒ 1.71	2.0 ⇒ 2.0	—	0.0 ⇒ 0.0
徳島県病院局	2.41 ⇒ 2.41	10.0 ⇒ 10.0	—	0.0 ⇒ 0.0
徳島県警察本部	2.45 ⇒ 2.85	9.0 ⇒ 10.5	(+1.5)	0.0 ⇒ 0.0
香川県警察本部	2.10 ⇒ 2.10	9.0 ⇒ 9.0	—	0.0 ⇒ 0.0
愛媛県公営企業管理局	2.51 ⇒ 1.02	24.0 ⇒ 15.0	(-9.0)	0.0 ⇒ 18.0
愛媛県警察本部	2.05 ⇒ 2.05	9.0 ⇒ 9.0	—	1.0 ⇒ 1.0
高知県公営企業局	2.28 ⇒ 1.27	9.0 ⇒ 5.0	(-4.0)	0.0 ⇒ 4.0
高知県警察本部	2.65 ⇒ 2.32	9.0 ⇒ 9.0	—	0.0 ⇒ 0.0
福岡県警察本部	2.57 ⇒ 2.57	27.5 ⇒ 27.5	—	0.0 ⇒ 0.0
佐賀県警察本部	2.30 ⇒ 2.30	7.5 ⇒ 7.5	—	0.0 ⇒ 0.0
長崎県交通局	1.27 ⇒ 1.27	3.0 ⇒ 3.0	—	2.0 ⇒ 2.0
長崎県病院企業団	2.53 ⇒ 2.53	33.0 ⇒ 33.0	—	0.0 ⇒ 0.0
長崎県警察本部	2.49 ⇒ 1.47	12.5 ⇒ 7.5	(-5.0)	0.0 ⇒ 3.5
熊本県企業局(注2)	— ⇒ 0.00	— ⇒ 0.0	—	— ⇒ 1.0
熊本県警察本部	2.42 ⇒ 3.16	12.0 ⇒ 16.0	(+4.0)	0.0 ⇒ 0.0
大分県企業局	1.61 ⇒ 1.61	1.0 ⇒ 1.0	—	0.0 ⇒ 0.0
大分県病院局	3.53 ⇒ 3.53	14.0 ⇒ 14.0	—	0.0 ⇒ 0.0
大分県警察本部	2.62 ⇒ 2.62	9.5 ⇒ 9.5	—	0.0 ⇒ 0.0

宮崎県企業局	2.42 ⇒ 2.42	2.0 ⇒ 2.0	—	0.0 ⇒ 0.0
宮崎県病院局	2.26 ⇒ 1.45	14.0 ⇒ 9.0	(-5.0)	0.0 ⇒ 5.0
宮崎県警察本部	2.37 ⇒ 2.37	9.0 ⇒ 9.0	—	0.0 ⇒ 0.0
鹿児島県立病院局	2.52 ⇒ 0.97	10.0 ⇒ 5.0	(-5.0)	0.0 ⇒ 6.0
鹿児島県警察本部	3.12 ⇒ 2.13	13.5 ⇒ 10.0	(-3.5)	0.0 ⇒ 0.0
沖縄県企業局	3.76 ⇒ 3.76	9.0 ⇒ 9.0	—	0.0 ⇒ 0.0
沖縄県議会事務局	2.11 ⇒ 1.89	1.0 ⇒ 1.0	—	0.0 ⇒ 0.0
沖縄県病院事業局	3.10 ⇒ 0.55	29.0 ⇒ 12.0	(-17.0)	0.0 ⇒ 37.0
沖縄県警察本部	2.99 ⇒ 1.44	9.0 ⇒ 6.0	(-3.0)	0.0 ⇒ 3.0

注1 平成29年12月12日に公表した時点においては、通報がなされていなかった。

注2 再点検の結果により、労働者数が43.5人以上であり、法第38条に基づく障害者の雇用義務があることが判明した。

3 都道府県教育委員会 [再点検前 ⇒ 再点検後]

実雇用率 2.23%⇒1.83% 雇用障害者数 12,782.0人 ⇒ 10,592.0人

	実雇用率の増減(%)	障害者数の増減(人)			不足数の増減(人)
計	2.23 ⇒ 1.83	12,782.0 ⇒	10,592.0	(-2,190.0)	120.0 ⇒ 2,263.0
北海道	2.11 ⇒ 2.11	637.0 ⇒	637.0	—	27.0 ⇒ 27.0
青森県	1.95 ⇒ 1.59	181.5 ⇒	149.0	(-32.5)	23.5 ⇒ 57.0
岩手県	2.35 ⇒ 2.29	194.5 ⇒	189.5	(-5.0)	0.0 ⇒ 0.0
宮城県	2.19 ⇒ 2.06	233.5 ⇒	223.5	(-10.0)	0.5 ⇒ 14.5
秋田県	2.24 ⇒ 1.86	174.0 ⇒	132.5	(-41.5)	0.0 ⇒ 23.5
山形県	2.31 ⇒ 2.32	165.5 ⇒	166.5	(+1.0)	0.0 ⇒ 0.0
福島県	2.12 ⇒ 1.60	245.0 ⇒	184.5	(-60.5)	9.0 ⇒ 69.5
茨城県	2.14 ⇒ 1.77	347.0 ⇒	289.0	(-58.0)	10.0 ⇒ 70.0
栃木県	2.36 ⇒ 1.84	266.5 ⇒	208.0	(-58.5)	0.0 ⇒ 40.0
群馬県	2.48 ⇒ 1.39	284.0 ⇒	160.5	(-123.5)	0.0 ⇒ 93.5
埼玉県	2.21 ⇒ 1.55	571.0 ⇒	400.0	(-171.0)	0.0 ⇒ 168.0
千葉県	2.22 ⇒ 1.69	503.5 ⇒	386.0	(-117.5)	0.0 ⇒ 116.0
東京都	2.21 ⇒ 2.21	960.5 ⇒	960.5	—	0.0 ⇒ 0.0
神奈川県	2.28 ⇒ 1.66	518.0 ⇒	376.5	(-141.5)	0.0 ⇒ 121.5
新潟県	2.25 ⇒ 2.23	265.5 ⇒	263.5	(-2.0)	0.0 ⇒ 0.0
富山県	2.22 ⇒ 1.19	136.5 ⇒	73.0	(-63.5)	0.0 ⇒ 61.0
石川県	2.19 ⇒ 1.28	137.0 ⇒	81.0	(-56.0)	0.0 ⇒ 58.0
福井県	2.20 ⇒ 2.20	124.0 ⇒	124.0	—	0.0 ⇒ 0.0
山梨県	2.20 ⇒ 1.62	133.5 ⇒	98.5	(-35.0)	0.0 ⇒ 34.5
長野県	2.06 ⇒ 1.85	243.5 ⇒	250.0	(+6.5)	16.5 ⇒ 47.0
岐阜県	2.25 ⇒ 1.67	252.0 ⇒	187.0	(-65.0)	0.0 ⇒ 59.0
静岡県	2.33 ⇒ 1.54	349.5 ⇒	255.5	(-94.0)	0.0 ⇒ 108.5
愛知県	2.28 ⇒ 1.07	698.5 ⇒	306.0	(-392.5)	0.0 ⇒ 325.0
三重県	2.41 ⇒ 1.98	260.5 ⇒	214.5	(-46.0)	0.0 ⇒ 23.5
滋賀県	2.27 ⇒ 1.85	185.5 ⇒	151.5	(-34.0)	0.0 ⇒ 27.5
京都府	2.12 ⇒ 2.12	183.5 ⇒	183.5	—	6.5 ⇒ 6.5
大阪府	2.20 ⇒ 2.20	640.5 ⇒	640.5	—	0.0 ⇒ 0.0
兵庫県	2.19 ⇒ 1.46	483.5 ⇒	369.5	(-114.0)	2.5 ⇒ 185.5
奈良県	2.23 ⇒ 1.58	151.0 ⇒	107.0	(-44.0)	0.0 ⇒ 41.0
和歌山県	1.95 ⇒ 1.94	122.0 ⇒	121.0	(-1.0)	15.0 ⇒ 16.0
鳥取県	2.60 ⇒ 2.60	111.0 ⇒	111.0	—	0.0 ⇒ 0.0
島根県	2.36 ⇒ 2.28	136.0 ⇒	131.5	(-4.5)	0.0 ⇒ 0.0
岡山県	2.31 ⇒ 2.22	239.0 ⇒	230.0	(-9.0)	0.0 ⇒ 0.0
広島県	2.11 ⇒ 1.12	227.5 ⇒	128.0	(-99.5)	9.5 ⇒ 122.0
山口県	2.21 ⇒ 2.21	181.0 ⇒	181.0	—	0.0 ⇒ 0.0
徳島県	2.34 ⇒ 2.08	117.0 ⇒	104.0	(-13.0)	0.0 ⇒ 6.0
香川県	2.19 ⇒ 1.90	142.0 ⇒	124.0	(-18.0)	0.0 ⇒ 19.0
愛媛県	2.31 ⇒ 1.39	197.0 ⇒	123.0	(-74.0)	0.0 ⇒ 71.0
高知県	2.21 ⇒ 2.27	130.0 ⇒	134.0	(+4.0)	0.0 ⇒ 0.0
福岡県	2.32 ⇒ 2.32	329.0 ⇒	329.0	—	0.0 ⇒ 0.0
佐賀県	2.22 ⇒ 2.22	142.0 ⇒	142.0	—	0.0 ⇒ 0.0
長崎県	2.20 ⇒ 1.42	189.0 ⇒	134.0	(-55.0)	0.0 ⇒ 73.0
熊本県	2.20 ⇒ 1.78	176.5 ⇒	145.0	(-31.5)	0.0 ⇒ 34.0
大分県	2.20 ⇒ 1.39	163.5 ⇒	103.5	(-60.0)	0.0 ⇒ 59.5
宮崎県	2.55 ⇒ 2.53	170.0 ⇒	169.0	(-1.0)	0.0 ⇒ 0.0
鹿児島県	2.28 ⇒ 2.28	262.0 ⇒	264.0	(+2.0)	0.0 ⇒ 0.0
沖縄県	2.26 ⇒ 1.40	221.5 ⇒	150.0	(-71.5)	0.0 ⇒ 85.0

4 独立行政法人等〔再点検前 ⇒ 再点検後〕

実雇用率 2.45%⇒2.43% 雇用障害者数 8,663.0人⇒8,625.0人

	実雇用率の増減(%)	障害者数の増減(人)			不足数の増減(人)
計	2.45 ⇒ 2.43	8,663.0 ⇒	8,625.0	(-38.0)	129.5 ⇒ 159.0
医薬基盤・健康・栄養研究所	1.80 ⇒ 1.80	6.0 ⇒	6.0	—	1.0 ⇒ 1.0
宇宙航空研究開発機構	2.42 ⇒ 2.27	47.0 ⇒	44.0	(-3.0)	0.0 ⇒ 0.0
海上・港湾・航空技術研究所	1.96 ⇒ 1.96	9.0 ⇒	9.0	—	1.0 ⇒ 1.0
海洋研究開発機構	2.72 ⇒ 2.72	27.5 ⇒	27.5	—	0.0 ⇒ 0.0
科学技術振興機構	1.36 ⇒ 1.61	16.0 ⇒	21.0	(+5.0)	10.0 ⇒ 8.0
建築研究所	3.04 ⇒ 3.04	4.0 ⇒	4.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国際農林水産業研究センター	2.55 ⇒ 2.55	7.0 ⇒	7.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国立環境研究所	2.80 ⇒ 2.80	20.0 ⇒	20.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国立がん研究センター	2.42 ⇒ 2.42	53.0 ⇒	53.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国立国際医療研究センター	1.98 ⇒ 1.98	38.0 ⇒	38.0	—	6.0 ⇒ 6.0
国立循環器病研究センター	2.45 ⇒ 2.45	29.0 ⇒	29.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国立成育医療研究センター	2.48 ⇒ 2.48	26.5 ⇒	26.5	—	0.0 ⇒ 0.0
国立精神・神経医療研究センター	2.56 ⇒ 2.22	22.0 ⇒	19.0	(-3.0)	0.0 ⇒ 0.0
国立長寿医療研究センター	2.61 ⇒ 2.61	15.0 ⇒	15.0	—	0.0 ⇒ 0.0
産業技術総合研究所	2.35 ⇒ 2.31	116.0 ⇒	114.0	(-2.0)	0.0 ⇒ 0.0
情報通信研究機構	2.58 ⇒ 2.58	24.0 ⇒	24.0	—	0.0 ⇒ 0.0
新エネルギー・産業技術総合開発機構	2.71 ⇒ 2.71	16.0 ⇒	16.0	—	0.0 ⇒ 0.0
森林研究・整備機構	2.74 ⇒ 2.74	33.5 ⇒	33.5	—	0.0 ⇒ 0.0
水産研究・教育機構	1.70 ⇒ 1.70	23.5 ⇒	23.5	—	7.5 ⇒ 7.5
土木研究所	3.13 ⇒ 3.13	18.0 ⇒	18.0	—	0.0 ⇒ 0.0
日本医療研究開発機構	2.83 ⇒ 2.83	13.0 ⇒	13.0	—	0.0 ⇒ 0.0
日本原子力研究開発機構	2.28 ⇒ 2.19	80.0 ⇒	77.0	(-3.0)	0.0 ⇒ 3.0
農業・食品産業技術総合研究機構	2.37 ⇒ 2.37	114.0 ⇒	114.0	—	0.0 ⇒ 0.0
物質・材料研究機構	2.30 ⇒ 2.30	27.0 ⇒	27.0	—	0.0 ⇒ 0.0
防災科学技術研究所	2.72 ⇒ 2.72	8.5 ⇒	8.5	—	0.0 ⇒ 0.0
理化学研究所	2.30 ⇒ 2.30	94.0 ⇒	94.0	—	0.0 ⇒ 0.0
量子科学技術研究開発機構	2.00 ⇒ 2.00	26.5 ⇒	26.5	—	3.5 ⇒ 3.5
奄美群島振興開発基金	(注)				
医薬品医療機器総合機構	2.48 ⇒ 2.48	32.0 ⇒	32.0	—	0.0 ⇒ 0.0
海技教育機構	2.59 ⇒ 2.65	9.0 ⇒	9.0	—	0.0 ⇒ 0.0
家畜改良センター	2.98 ⇒ 2.98	26.0 ⇒	26.0	—	0.0 ⇒ 0.0
環境再生保全機構	3.00 ⇒ 3.03	5.0 ⇒	5.0	—	0.0 ⇒ 0.0
教職員支援機構	5.04 ⇒ 5.04	3.0 ⇒	3.0	—	0.0 ⇒ 0.0
勤労者退職金共済機構	2.65 ⇒ 2.65	9.0 ⇒	9.0	—	0.0 ⇒ 0.0
空港周辺整備機構	(注)				
経済産業研究所	5.33 ⇒ 5.33	4.0 ⇒	4.0	—	0.0 ⇒ 0.0
工業所有権情報・研修館	1.88 ⇒ 1.88	3.0 ⇒	3.0	—	0.0 ⇒ 0.0
航空大学校	1.75 ⇒ 1.75	2.0 ⇒	2.0	—	0.0 ⇒ 0.0
高齢・障害・求職者雇用支援機構	3.85 ⇒ 3.85	227.0 ⇒	227.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国際観光振興機構	1.73 ⇒ 1.73	3.0 ⇒	3.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国際協力機構	2.28 ⇒ 1.64	43.0 ⇒	46.0	(+3.0)	0.0 ⇒ 18.0
国際交流基金	2.77 ⇒ 2.77	17.0 ⇒	17.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国民生活センター	3.01 ⇒ 3.01	5.5 ⇒	5.5	—	0.0 ⇒ 0.0
国立印刷局	2.70 ⇒ 2.70	115.0 ⇒	115.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国立科学博物館	2.65 ⇒ 2.65	6.0 ⇒	6.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国立高等専門学校機構	2.66 ⇒ 2.66	133.0 ⇒	133.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国立公文書館	2.19 ⇒ 2.19	3.5 ⇒	3.5	—	0.0 ⇒ 0.0

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2.89 ⇒ 2.89	9.0 ⇒ 9.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国立女性教育会館	(注)			
国立青少年教育振興機構	2.57 ⇒ 2.57	17.5 ⇒ 17.5	—	0.0 ⇒ 0.0
国立特別支援教育総合研究所	1.14 ⇒ 1.14	1.0 ⇒ 1.0	—	1.0 ⇒ 1.0
国立美術館	2.45 ⇒ 2.45	6.0 ⇒ 6.0	—	0.0 ⇒ 0.0
国立病院機構	2.33 ⇒ 2.32	1,236.0 ⇒ 1,228.0	(-8.0)	0.0 ⇒ 0.0
国立文化財機構	2.81 ⇒ 2.81	19.0 ⇒ 19.0	—	0.0 ⇒ 0.0
自動車技術総合機構	2.34 ⇒ 2.34	28.0 ⇒ 28.0	—	0.0 ⇒ 0.0
自動車事故対策機構	2.81 ⇒ 2.81	12.5 ⇒ 12.5	—	0.0 ⇒ 0.0
住宅金融支援機構	2.12 ⇒ 2.12	21.0 ⇒ 21.0	—	1.0 ⇒ 1.0
酒類総合研究所	1.28 ⇒ 1.28	1.0 ⇒ 1.0	—	0.0 ⇒ 0.0
情報処理推進機構	2.04 ⇒ 2.04	4.0 ⇒ 4.0	—	0.0 ⇒ 0.0
製品評価技術基盤機構	2.18 ⇒ 2.18	11.0 ⇒ 11.0	—	0.0 ⇒ 0.0
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	2.41 ⇒ 2.41	14.0 ⇒ 14.0	—	0.0 ⇒ 0.0
造幣局	2.97 ⇒ 2.75	27.0 ⇒ 25.0	(-2.0)	0.0 ⇒ 0.0
大学改革支援・学位授与機構	2.29 ⇒ 2.29	4.0 ⇒ 4.0	—	0.0 ⇒ 0.0
大学入試センター	1.61 ⇒ 1.61	2.0 ⇒ 2.0	—	0.0 ⇒ 0.0
地域医療機能推進機構	2.61 ⇒ 2.61	502.0 ⇒ 501.0	(-1.0)	0.0 ⇒ 0.0
中小企業基盤整備機構	2.57 ⇒ 2.57	24.5 ⇒ 24.5	—	0.0 ⇒ 0.0
駐留軍等労働者労務管理機構	2.62 ⇒ 2.62	8.0 ⇒ 8.0	—	0.0 ⇒ 0.0
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	2.29 ⇒ 2.29	40.5 ⇒ 40.5	—	0.0 ⇒ 0.0
統計センター	2.09 ⇒ 2.09	16.0 ⇒ 16.0	—	1.0 ⇒ 1.0
都市再生機構	2.62 ⇒ 2.62	93.0 ⇒ 93.0	—	0.0 ⇒ 0.0
日本学術振興会	1.90 ⇒ 1.90	4.0 ⇒ 4.0	—	0.0 ⇒ 0.0
日本学生支援機構	2.33 ⇒ 2.18	16.0 ⇒ 15.0	(-1.0)	0.0 ⇒ 0.0
日本芸術文化振興会	2.03 ⇒ 2.03	7.0 ⇒ 7.0	—	0.0 ⇒ 0.0
日本高速道路保有・債務返済機構	(注)			
日本スポーツ振興センター	2.25 ⇒ 2.25	17.0 ⇒ 17.0	—	0.0 ⇒ 0.0
日本貿易振興機構	1.88 ⇒ 1.88	24.5 ⇒ 24.5	—	4.5 ⇒ 4.5
農業者年金基金	1.20 ⇒ 1.20	1.0 ⇒ 1.0	—	0.0 ⇒ 0.0
農畜産業振興機構	1.95 ⇒ 1.95	5.0 ⇒ 5.0	—	0.0 ⇒ 0.0
農林漁業信用基金	1.85 ⇒ 1.85	2.0 ⇒ 2.0	—	0.0 ⇒ 0.0
農林水産消費安全技術センター	2.41 ⇒ 2.41	15.5 ⇒ 15.5	—	0.0 ⇒ 0.0
福祉医療機構	1.75 ⇒ 1.75	5.0 ⇒ 5.0	—	1.0 ⇒ 1.0
北方領土問題対策協会	(注)			
水資源機構	2.55 ⇒ 2.36	36.5 ⇒ 36.5	—	0.0 ⇒ 0.0
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	(注)			
労働者健康安全機構	2.86 ⇒ 2.86	418.0 ⇒ 418.0	—	0.0 ⇒ 0.0
労働政策研究・研修機構	4.84 ⇒ 4.84	6.0 ⇒ 6.0	—	0.0 ⇒ 0.0
年金積立金管理運用	1.90 ⇒ 1.90	2.0 ⇒ 2.0	—	0.0 ⇒ 0.0
北海道大学	2.06 ⇒ 2.06	104.0 ⇒ 104.0	—	11.0 ⇒ 11.0
北海道教育大学	2.30 ⇒ 2.30	15.0 ⇒ 15.0	—	0.0 ⇒ 0.0
室蘭工業大学	1.62 ⇒ 1.62	4.0 ⇒ 4.0	—	1.0 ⇒ 1.0
小樽商科大学	1.88 ⇒ 1.88	3.0 ⇒ 3.0	—	0.0 ⇒ 0.0
帯広畜産大学	2.45 ⇒ 2.45	6.0 ⇒ 6.0	—	0.0 ⇒ 0.0
旭川医科大学	2.25 ⇒ 2.25	30.0 ⇒ 30.0	—	0.0 ⇒ 0.0
北見工業大学	2.47 ⇒ 2.47	5.0 ⇒ 5.0	—	0.0 ⇒ 0.0
弘前大学	2.16 ⇒ 2.16	39.5 ⇒ 39.5	—	1.5 ⇒ 1.5
岩手大学	2.58 ⇒ 2.58	17.0 ⇒ 17.0	—	0.0 ⇒ 0.0
東北大学	2.55 ⇒ 2.49	155.0 ⇒ 153.0	(-2.0)	0.0 ⇒ 0.0
宮城教育大学	3.59 ⇒ 3.59	9.0 ⇒ 9.0	—	0.0 ⇒ 0.0
秋田大学	2.31 ⇒ 2.25	38.0 ⇒ 38.0	—	0.0 ⇒ 0.0
山形大学	2.38 ⇒ 2.38	45.5 ⇒ 45.5	—	0.0 ⇒ 0.0

福島大学	2.72 ⇒ 2.72	12.0 ⇒ 12.0	—	0.0 ⇒ 0.0
茨城大学	2.36 ⇒ 2.22	16.5 ⇒ 15.5	(-1.0)	0.0 ⇒ 0.5
筑波大学	2.40 ⇒ 2.35	93.5 ⇒ 91.5	(-2.0)	0.0 ⇒ 0.0
筑波技術大学	18.73 ⇒ 18.73	28.0 ⇒ 28.0	—	0.0 ⇒ 0.0
宇都宮大学	2.25 ⇒ 2.25	13.0 ⇒ 13.0	—	0.0 ⇒ 0.0
群馬大学	2.10 ⇒ 1.83	46.0 ⇒ 40.0	(-6.0)	4.0 ⇒ 10.0
埼玉大学	2.25 ⇒ 2.25	14.0 ⇒ 14.0	—	0.0 ⇒ 0.0
千葉大学	2.21 ⇒ 2.17	67.5 ⇒ 67.5	—	2.5 ⇒ 3.5
東京大学	2.37 ⇒ 2.37	224.0 ⇒ 224.0	—	0.0 ⇒ 0.0
東京医科歯科大学	2.30 ⇒ 2.30	51.0 ⇒ 51.0	—	0.0 ⇒ 0.0
東京外国語大学	3.15 ⇒ 3.15	10.0 ⇒ 10.0	—	0.0 ⇒ 0.0
東京学芸大学	2.32 ⇒ 2.32	18.0 ⇒ 18.0	—	0.0 ⇒ 0.0
東京農工大学	2.30 ⇒ 2.30	14.0 ⇒ 14.0	—	0.0 ⇒ 0.0
東京芸術大学	2.82 ⇒ 2.82	13.0 ⇒ 13.0	—	0.0 ⇒ 0.0
東京工業大学	2.17 ⇒ 1.84	42.5 ⇒ 36.0	(-6.5)	1.5 ⇒ 8.0
東京海洋大学	1.64 ⇒ 1.64	6.0 ⇒ 6.0	—	2.0 ⇒ 2.0
お茶の水女子大学	3.35 ⇒ 3.35	13.0 ⇒ 13.0	—	0.0 ⇒ 0.0
電気通信大学	2.83 ⇒ 2.83	13.0 ⇒ 13.0	—	0.0 ⇒ 0.0
一橋大学	2.42 ⇒ 2.42	14.0 ⇒ 14.0	—	0.0 ⇒ 0.0
横浜国立大学	2.82 ⇒ 2.82	25.0 ⇒ 25.0	—	0.0 ⇒ 0.0
新潟大学	2.09 ⇒ 2.02	60.0 ⇒ 58.0	(-2.0)	5.0 ⇒ 7.0
長岡技術科学大学	2.45 ⇒ 2.45	8.0 ⇒ 8.0	—	0.0 ⇒ 0.0
上越教育大学	1.66 ⇒ 1.64	4.0 ⇒ 4.0	—	1.0 ⇒ 1.0
富山大学	2.21 ⇒ 2.21	45.0 ⇒ 45.0	—	1.0 ⇒ 1.0
金沢大学	2.51 ⇒ 2.41	65.0 ⇒ 64.0	(-1.0)	0.0 ⇒ 0.0
福井大学	2.25 ⇒ 2.25	41.0 ⇒ 41.0	—	0.0 ⇒ 0.0
山梨大学	2.50 ⇒ 2.50	41.0 ⇒ 41.0	—	0.0 ⇒ 0.0
信州大学	2.83 ⇒ 2.67	69.0 ⇒ 65.0	(-4.0)	0.0 ⇒ 0.0
岐阜大学	2.28 ⇒ 2.28	45.0 ⇒ 45.0	—	0.0 ⇒ 0.0
静岡大学	2.30 ⇒ 2.30	23.5 ⇒ 23.5	—	0.0 ⇒ 0.0
浜松医科大学	2.27 ⇒ 2.27	30.0 ⇒ 30.0	—	0.0 ⇒ 0.0
名古屋大学	2.32 ⇒ 2.32	113.0 ⇒ 113.0	—	0.0 ⇒ 0.0
愛知教育大学	2.33 ⇒ 2.33	11.0 ⇒ 11.0	—	0.0 ⇒ 0.0
名古屋工業大学	2.47 ⇒ 2.47	12.5 ⇒ 12.5	—	0.0 ⇒ 0.0
豊橋技術科学大学	2.32 ⇒ 2.32	8.0 ⇒ 8.0	—	0.0 ⇒ 0.0
三重大学	2.27 ⇒ 2.27	49.0 ⇒ 49.0	—	0.0 ⇒ 0.0
滋賀大学	2.40 ⇒ 2.40	8.0 ⇒ 8.0	—	0.0 ⇒ 0.0
滋賀医科大学	2.01 ⇒ 2.01	28.0 ⇒ 28.0	—	3.0 ⇒ 3.0
京都大学	2.20 ⇒ 2.20	148.5 ⇒ 148.5	—	6.5 ⇒ 6.5
京都教育大学	2.17 ⇒ 2.17	7.0 ⇒ 7.0	—	0.0 ⇒ 0.0
京都工芸繊維大学	2.65 ⇒ 2.65	11.0 ⇒ 11.0	—	0.0 ⇒ 0.0
大阪大学	2.37 ⇒ 2.39	144.0 ⇒ 145.0	(+1.0)	0.0 ⇒ 0.0
大阪教育大学	2.98 ⇒ 2.98	17.0 ⇒ 17.0	—	0.0 ⇒ 0.0
兵庫教育大学	2.32 ⇒ 2.32	6.0 ⇒ 6.0	—	0.0 ⇒ 0.0
神戸大学	2.45 ⇒ 2.45	87.5 ⇒ 87.5	—	0.0 ⇒ 0.0
奈良教育大学	2.81 ⇒ 2.81	6.0 ⇒ 6.0	—	0.0 ⇒ 0.0
奈良女子大学	2.39 ⇒ 2.39	8.0 ⇒ 8.0	—	0.0 ⇒ 0.0
和歌山大学	3.39 ⇒ 3.39	14.0 ⇒ 14.0	—	0.0 ⇒ 0.0
鳥取大学	2.44 ⇒ 2.29	50.0 ⇒ 47.0	(-3.0)	0.0 ⇒ 0.0
島根大学	2.35 ⇒ 2.35	45.0 ⇒ 45.0	—	0.0 ⇒ 0.0
岡山大学	2.21 ⇒ 2.21	75.0 ⇒ 75.0	—	2.0 ⇒ 2.0
広島大学	1.88 ⇒ 2.05	71.0 ⇒ 79.0	(+8.0)	16.0 ⇒ 9.0
山口大学	2.10 ⇒ 2.10	50.0 ⇒ 50.0	—	4.0 ⇒ 4.0
徳島大学	2.37 ⇒ 2.37	56.0 ⇒ 56.0	—	0.0 ⇒ 0.0
鳴門教育大学	2.63 ⇒ 2.63	7.0 ⇒ 7.0	—	0.0 ⇒ 0.0

香川大学	2.44 ⇒ 2.44	47.0 ⇒ 47.0	—	0.0 ⇒ 0.0
愛媛大学	2.55 ⇒ 2.55	55.0 ⇒ 55.0	—	0.0 ⇒ 0.0
高知大学	2.41 ⇒ 2.24	43.0 ⇒ 40.0	(-3.0)	0.0 ⇒ 1.0
福岡教育大学	3.20 ⇒ 3.20	11.0 ⇒ 11.0	—	0.0 ⇒ 0.0
九州大学	2.22 ⇒ 2.22	127.0 ⇒ 127.0	—	4.0 ⇒ 4.0
九州工業大学	3.07 ⇒ 3.07	17.0 ⇒ 17.0	—	0.0 ⇒ 0.0
佐賀大学	2.50 ⇒ 2.50	47.0 ⇒ 47.0	—	0.0 ⇒ 0.0
長崎大学	2.35 ⇒ 2.35	67.5 ⇒ 67.5	—	0.0 ⇒ 0.0
熊本大学	2.20 ⇒ 2.20	47.0 ⇒ 47.0	—	2.0 ⇒ 2.0
大分大学	1.40 ⇒ 1.40	24.0 ⇒ 24.0	—	15.0 ⇒ 15.0
宮崎大学	2.08 ⇒ 2.14	42.0 ⇒ 43.0	(+1.0)	4.0 ⇒ 3.0
鹿児島大学	2.59 ⇒ 2.59	63.5 ⇒ 63.5	—	0.0 ⇒ 0.0
鹿屋体育大学	3.95 ⇒ 3.16	5.0 ⇒ 4.0	(-1.0)	0.0 ⇒ 0.0
琉球大学	2.34 ⇒ 2.34	50.0 ⇒ 50.0	—	0.0 ⇒ 0.0
政策研究大学院大学	2.03 ⇒ 2.03	3.0 ⇒ 3.0	—	0.0 ⇒ 0.0
総合研究大学院大学	0.00 ⇒ 0.00	0.0 ⇒ 0.0	—	1.0 ⇒ 1.0
北陸先端科学技術大学院大学	3.48 ⇒ 2.49	7.0 ⇒ 7.0	—	0.0 ⇒ 0.0
奈良先端科学技術大学院大学	2.53 ⇒ 2.53	10.0 ⇒ 10.0	—	0.0 ⇒ 0.0
高エネルギー加速器研究機構	2.40 ⇒ 2.30	24.0 ⇒ 23.0	(-1.0)	0.0 ⇒ 0.0
自然科学研究機構	2.30 ⇒ 2.30	25.0 ⇒ 25.0	—	0.0 ⇒ 0.0
情報・システム研究機構	2.39 ⇒ 2.39	18.0 ⇒ 18.0	—	0.0 ⇒ 0.0
人間文化研究機構	1.69 ⇒ 1.69	10.0 ⇒ 10.0	—	3.0 ⇒ 3.0
日本司法支援センター	2.14 ⇒ 2.02	25.0 ⇒ 23.5	(-1.5)	1.0 ⇒ 2.5
日本私立学校振興・共済事業団	2.28 ⇒ 2.28	36.0 ⇒ 36.0	—	0.0 ⇒ 0.0
沖縄振興開発金融公庫	2.51 ⇒ 2.51	6.0 ⇒ 6.0	—	0.0 ⇒ 0.0
株式会社国際協力銀行	2.38 ⇒ 2.38	14.0 ⇒ 14.0	—	0.0 ⇒ 0.0
株式会社日本政策金融公庫	2.47 ⇒ 2.47	196.5 ⇒ 196.5	—	0.0 ⇒ 0.0
株式会社日本貿易保険	1.98 ⇒ 1.98	3.0 ⇒ 3.0	—	0.0 ⇒ 0.0
沖縄科学技術大学院大学学園	2.99 ⇒ 2.99	16.0 ⇒ 16.0	—	0.0 ⇒ 0.0
日本年金機構	2.72 ⇒ 2.72	591.0 ⇒ 592.0	(+1.0)	0.0 ⇒ 0.0
全国健康保険協会	2.85 ⇒ 2.85	147.0 ⇒ 147.0	—	0.0 ⇒ 0.0

注 これらの法人においては、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数が43.5人未満であり、法第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

再点検結果の詳細

参考1

1 都道府県知事部局における再点検に基づき通報された数値は以下のとおりです。

(1) 平成29年6月1日時点 都道府県の機関の状況(法定雇用率2.3%)(再点検後)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	263,256.5	6,358.5	2.42	422.0	
北海道	12,271.0	331.0	2.70	0.0	
青森県	3,978.5	88.0	2.21	3.0	
岩手県	4,308.0	107.0	2.48	0.0	
宮城県	5,452.5	149.5	2.74	0.0	
秋田県	3,573.5	83.5	2.34	0.0	
山形県	5,707.0	67.0	1.17	64.0	特例認定あり(注4)
福島県	5,954.0	105.0	1.76	31.0	
茨城県	5,357.0	97.0	1.81	26.0	
栃木県	4,785.0	122.0	2.55	0.0	特例認定あり(注4)
群馬県	4,612.5	89.5	1.94	16.5	
埼玉県	7,176.5	194.0	2.70	0.0	
千葉県	7,832.5	186.0	2.37	0.0	特例認定あり(注4)
東京都	26,090.5	712.0	2.73	0.0	
神奈川県	7,435.0	227.5	3.06	0.0	
新潟県	6,236.0	172.0	2.76	0.0	特例認定あり(注4)
富山県	4,361.0	79.5	1.82	20.5	特例認定あり(注4)
石川県	4,974.0	68.0	1.37	46.0	
福井県	3,822.0	91.5	2.39	0.0	
山梨県	3,436.0	65.0	1.89	14.0	
長野県	5,859.5	128.5	2.19	5.5	特例認定あり(注4)
岐阜県	5,010.0	125.5	2.50	0.0	
静岡県	6,084.0	131.0	2.15	8.0	特例認定あり(注4)
愛知県	9,138.5	244.5	2.68	0.0	
三重県	5,230.5	138.5	2.65	0.0	特例認定あり(注4)
滋賀県	3,628.0	89.0	2.45	0.0	特例認定あり(注4)
京都府	3,909.0	106.0	2.71	0.0	
大阪府	8,027.0	288.5	3.59	0.0	
兵庫県	7,282.0	173.0	2.38	0.0	特例認定あり(注4)
奈良県	3,527.0	89.5	2.54	0.0	特例認定あり(注4)
和歌山県	4,036.0	77.0	1.91	15.0	
鳥取県	3,220.5	102.0	3.17	0.0	特例認定あり(注4)
島根県	3,907.0	56.5	1.45	32.5	特例認定あり(注4)
岡山県	4,128.0	98.0	2.37	0.0	特例認定あり(注4)
広島県	5,846.5	139.5	2.39	0.0	特例認定あり(注4)
山口県	3,809.0	112.0	2.94	0.0	特例認定あり(注4)
徳島県	2,889.0	77.0	2.67	0.0	
香川県	4,689.5	104.0	2.22	3.0	特例認定あり(注4)
愛媛県	4,320.0	45.0	1.04	54.0	
高知県	3,582.0	73.0	2.04	9.0	
福岡県	7,595.0	269.5	3.55	0.0	特例認定あり(注4)
佐賀県	3,232.5	78.0	2.41	0.0	
長崎県	4,168.5	76.5	1.84	18.5	
熊本県	4,473.0	93.5	2.09	8.5	
大分県	3,859.5	109.5	2.84	0.0	
宮崎県	4,008.0	106.5	2.66	0.0	
鹿児島県	5,044.0	90.5	1.79	25.5	
沖縄県	5,390.5	101.5	1.88	21.5	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(都道府県知事部局)					
認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)				
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県労働委員会事務局	奈良県収用委員会事務局
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局			
新潟県	新潟県議会事務局				
静岡県	静岡県企業局	静岡県議会事務局			
山口県	山口県企業局				
広島県	広島県企業局	広島県議会事務局			
島根県	島根県企業局				
鳥取県	鳥取県企業局				
福岡県	福岡県議会事務局				
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁			
香川県	香川県病院局				
栃木県	栃木県企業局				
富山県	富山県企業局				
千葉県	千葉県議会事務局				
長野県	長野県企業局				
兵庫県	兵庫県議会事務局				
岡山県	岡山県企業局				
三重県	三重県議会事務局				

(2) 平成29年6月1日時点 都道府県の機関の状況(法定雇用率2.3%)(再点検前)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	256,269.5	6,880.0	2.68	0.0	
北海道	12,271.0	331.0	2.70	0.0	
青森県	3,750.0	90.0	2.40	0.0	
岩手県	4,308.0	107.0	2.48	0.0	
宮城県	5,452.5	155.0	2.84	0.0	
秋田県	3,573.5	91.0	2.55	0.0	
山形県	5,686.0	143.0	2.51	0.0	特例認定あり(注4)
福島県	5,782.0	144.0	2.49	0.0	
茨城県	5,357.0	132.0	2.46	0.0	
栃木県	4,742.0	121.0	2.55	0.0	特例認定あり(注4)
群馬県	4,612.5	126.0	2.73	0.0	
埼玉県	7,176.5	194.0	2.70	0.0	
千葉県	7,832.5	199.0	2.54	0.0	特例認定あり(注4)
東京都	26,090.5	712.0	2.73	0.0	
神奈川県	7,435.0	239.5	3.22	0.0	
新潟県	6,236.0	172.0	2.76	0.0	特例認定あり(注4)
富山県	3,647.0	89.0	2.44	0.0	特例認定あり(注4)
石川県	4,392.0	106.0	2.41	0.0	
福井県	3,822.0	91.5	2.39	0.0	
山梨県	3,436.0	82.0	2.39	0.0	
長野県	5,056.5	133.0	2.63	0.0	特例認定あり(注4)
岐阜県	5,010.0	125.5	2.50	0.0	
静岡県	5,961.5	155.5	2.61	0.0	特例認定あり(注4)
愛知県	9,138.5	244.5	2.68	0.0	
三重県	5,230.5	138.5	2.65	0.0	特例認定あり(注4)
滋賀県	3,628.0	92.0	2.54	0.0	特例認定あり(注4)
京都府	3,909.0	106.0	2.71	0.0	
大阪府	8,027.0	288.5	3.59	0.0	
兵庫県	6,300.0	167.5	2.66	0.0	特例認定あり(注4)
奈良県	3,483.5	93.0	2.67	0.0	特例認定あり(注4)
和歌山県	4,036.0	93.0	2.30	0.0	
鳥取県	3,220.5	102.0	3.17	0.0	特例認定あり(注4)
島根県	3,907.0	94.0	2.41	0.0	特例認定あり(注4)
岡山県	3,903.5	103.0	2.64	0.0	特例認定あり(注4)
広島県	5,846.5	140.5	2.40	0.0	特例認定あり(注4)
山口県	3,809.0	112.0	2.94	0.0	特例認定あり(注4)
徳島県	2,889.0	77.0	2.67	0.0	
香川県	3,837.0	95.0	2.48	0.0	特例認定あり(注4)
愛媛県	4,120.0	99.0	2.40	0.0	
高知県	3,582.0	103.5	2.89	0.0	
福岡県	7,595.0	269.5	3.55	0.0	特例認定あり(注4)
佐賀県	3,143.5	74.5	2.37	0.0	
長崎県	3,982.5	99.0	2.49	0.0	
熊本県	4,475.0	115.5	2.58	0.0	
大分県	3,859.5	107.5	2.79	0.0	
宮崎県	4,008.0	109.0	2.72	0.0	
鹿児島県	4,662.0	108.5	2.33	0.0	
沖縄県	4,047.0	108.5	2.68	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 注 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注 4 注 4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(都道府県知事部局)					
認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)				
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県労働委員会事務局	奈良県収用委員会事務局
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局			
新潟県	新潟県議会事務局				
静岡県	静岡県企業局	静岡県議会事務局			
山口県	山口県企業局				
広島県	広島県企業局	広島県議会事務局			
島根県	島根県企業局				
鳥取県	鳥取県企業局				
福岡県	福岡県議会事務局				
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁			
香川県	香川県病院局				
栃木県	栃木県企業局				
富山県	富山県企業局				
千葉県	千葉県議会事務局				
長野県	長野県企業局				
兵庫県	兵庫県議会事務局				
岡山県	岡山県企業局				
三重県	三重県議会事務局				

2 その他の都道府県機関における再点検に基づき通報された数値は以下のとおりです。

(1) 平成29年6月1日時点 その他の都道府県機関の状況(法定雇用率2.3%)(再点検後)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	73,623.5	1,593.0	2.16	225.5	
北海道企業局	92.0	2.0	2.17	0.0	
北海道道立病院局	482.5	5.0	1.04	6.0	
北海道議会事務局	71.0	2.0	2.82	0.0	
北海道監査委員事務局	49.5	2.0	4.04	0.0	
北海道警察本部	1,420.5	35.5	2.50	0.0	
青森県病院局	706.0	18.0	2.55	0.0	
青森県警察本部	388.5	5.0	1.29	3.0	
岩手県企業局	82.0	3.0	3.66	0.0	
岩手県医療局	3123.5	73.0	2.34	0.0	
岩手県警察本部	394.0	8.0	2.03	1.0	
宮城県企業局	73.0	1.0	1.37	0.0	
宮城県議会事務局	46.0	2.0	4.35	0.0	
宮城県警察本部	636.5	17.5	2.75	0.0	
秋田県警察本部	374.0	4.0	1.07	4.0	
山形県警察本部	412.0	9.0	2.18	0.0	
福島県病院局	190.0	6.0	3.16	0.0	
福島県警察本部	603.5	14.0	2.32	0.0	
茨城県企業局	196.0	5.0	2.55	0.0	
茨城県病院局	603.5	8.0	1.33	5.0	
茨城県警察本部	630.5	14.5	2.30	0.0	
栃木県警察本部	509.0	14.5	2.85	0.0	
群馬県企業局	310.0	2.5	0.81	4.5	
群馬県病院局	540.0	12.5	2.31	0.0	
群馬県警察本部	526.0	12.5	2.38	0.0	
埼玉県企業局	417.5	10.0	2.40	0.0	
埼玉県病院局	1274.5	30.0	2.35	0.0	
埼玉県下水道局	106.5	4.0	3.76	0.0	
埼玉県議会事務局	66.5	2.0	3.01	0.0	
埼玉県警察本部	1,390.5	32.0	2.30	0.0	
千葉県企業土地管理局	146.5	4.0	2.73	0.0	
千葉県病院局	1233.0	26.0	2.11	2.0	
千葉県水道局	1025.0	25.0	2.44	0.0	
北千葉広域水道企業団	90.0	3.0	3.33	0.0	
君津広域水道企業団	70.0	1.0	1.43	0.0	
千葉県警察本部	1,497.5	29.0	1.94	5.0	
東京都議会議会局	158.0	5.0	3.16	0.0	
東京都人事委員会	61.5	3.0	4.88	0.0	
東京都監査事務局	89.0	2.0	2.25	0.0	
東京都交通局	2034.0	61.0	3.00	0.0	
東京都水道局	2864.0	76.0	2.65	0.0	
東京都下水道局	1430.0	35.5	2.48	0.0	
警視庁	4,821.5	124.5	2.58	0.0	
東京消防庁	975.0	36.5	3.74	0.0	
神奈川県企業庁	966.0	26.0	2.69	0.0	
神奈川県議会議会局	79.0	2.0	2.53	0.0	
神奈川県警察本部	2,118.0	30.5	1.44	17.5	
新潟県企業局	95.5	2.0	2.09	0.0	
新潟県病院局	2256.5	53.0	2.35	0.0	
新潟県警察本部	626.0	16.0	2.56	0.0	
富山県警察本部	408.0	7.0	1.72	2.0	
石川県警察本部	415.0	3.0	0.72	6.0	
福井県警察本部	405.0	2.0	0.49	7.0	
山梨県企業局	69.0	3.0	4.35	0.0	
山梨県警察本部	367.5	10.0	2.72	0.0	
長野県警察本部	642.0	13.5	2.10	0.5	
岐阜県警察本部	592.0	16.0	2.70	0.0	
静岡県がんセンター局	771.5	16.0	2.07	1.0	

静岡県警察本部	928.5	11.0	1.18	10.0
愛知県企業庁	387.0	13.0	3.36	0.0
愛知県病院事業庁	1025.5	24.5	2.39	0.0
名古屋港管理組合	326.0	8.0	2.45	0.0
愛知県議会事務局	66.0	1.0	1.52	0.0
愛知県警察本部	1,143.5	27.0	2.36	0.0
三重県企業庁	137.0	5.0	3.65	0.0
三重県病院事業庁	181.0	8.0	4.42	0.0
三重県警察本部	492.5	3.5	0.71	7.5
滋賀県警察本部	329.0	9.0	2.74	0.0
京都府環境部	68.0	2.0	2.94	0.0
京都府警察本部	690.5	20.5	2.97	0.0
大阪府議会事務局	59.0	0.0	0.00	1.0
大阪府警察本部	2,402.0	26.5	1.10	28.5
兵庫県企業庁	175.5	6.0	3.42	0.0
兵庫県病院局	3803.5	64.5	1.70	22.5
兵庫県警察本部	973.0	26.0	2.67	0.0
奈良県警察本部	320.0	9.0	2.81	0.0
南和広域医療企業団	285.5	7.0	2.45	0.0
和歌山県警察本部	412.5	4.0	0.97	5.0
鳥取県病院局	626.5	15.0	2.39	0.0
鳥取県警察本部	308.0	8.0	2.60	0.0
島根県病院局	512.0	5.0	0.98	6.0
島根県警察本部	347.0	7.5	2.16	0.0
岡山県警察本部	665.5	15.5	2.33	0.0
広島県警察本部	633.0	15.0	2.37	0.0
山口県警察本部	518.0	14.0	2.70	0.0
徳島県企業局	117.0	2.0	1.71	0.0
徳島県病院局	415.0	10.0	2.41	0.0
徳島県警察本部	368.0	10.5	2.85	0.0
香川県警察本部	429.0	9.0	2.10	0.0
愛媛県公営企業管理局	1474.0	15.0	1.02	18.0
愛媛県警察本部	439.5	9.0	2.05	1.0
高知県公営企業局	395.0	5.0	1.27	4.0
高知県警察本部	388.0	9.0	2.32	0.0
福岡県警察本部	1,068.5	27.5	2.57	0.0
佐賀県警察本部	326.5	7.5	2.30	0.0
長崎県交通局	236.0	3.0	1.27	2.0
長崎県病院企業団	1306.5	33.0	2.53	0.0
長崎県警察本部	509.0	7.5	1.47	3.5
熊本県企業局	47.5	0.0	0.00	1.0
熊本県警察本部	507.0	16.0	3.16	0.0
大分県企業局	62.0	1.0	1.61	0.0
大分県病院局	397.0	14.0	3.53	0.0
大分県警察本部	362.5	9.5	2.62	0.0
宮崎県企業局	82.5	2.0	2.42	0.0
宮崎県病院局	619.5	9.0	1.45	5.0
宮崎県警察本部	379.5	9.0	2.37	0.0
鹿児島県県立病院局	515.0	5.0	0.97	6.0
鹿児島県警察本部	470.0	10.0	2.13	0.0
沖縄県企業局	239.5	9.0	3.76	0.0
沖縄県議会事務局	53.0	1.0	1.89	0.0
沖縄県病院事業局	2164.0	12.0	0.55	37.0
沖縄県警察本部	416.0	6.0	1.44	3.0

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 平成29年6月1日時点 その他の都道府県機関の状況(法定雇用率2.3%)(再点検前)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	68,904.5	1,753.0	2.54	5.0	
北海道企業局	92.0	2.0	2.17	0.0	
北海道道立病院局	—	—	—	—	(注4)
北海道議会事務局	71.0	2.0	2.82	0.0	
北海道監査委員事務局	49.5	2.0	4.04	0.0	
北海道警察本部	1,420.5	37.0	2.60	0.0	
青森県病院局	706.0	18.0	2.55	0.0	
青森県警察本部	364.0	11.0	3.02	0.0	
岩手県企業局	82.0	3.0	3.66	0.0	
岩手県医療局	3,123.5	73.0	2.34	0.0	
岩手県警察本部	394.0	8.0	2.03	1.0	
宮城県企業局	73.0	1.0	1.37	0.0	
宮城県議会事務局	46.0	2.0	4.35	0.0	
宮城県警察本部	614.5	16.0	2.60	0.0	
秋田県警察本部	374.0	10.0	2.67	0.0	
山形県警察本部	412.0	9.0	2.18	0.0	
福島県病院局	190.0	6.0	3.16	0.0	
福島県警察本部	603.5	14.0	2.32	0.0	
茨城県企業局	196.0	5.0	2.55	0.0	
茨城県病院局	603.5	14.0	2.32	0.0	
茨城県警察本部	630.5	14.5	2.30	0.0	
栃木県警察本部	509.0	14.5	2.85	0.0	
群馬県企業局	310.0	7.0	2.26	0.0	
群馬県病院局	540.0	12.5	2.31	0.0	
群馬県警察本部	526.0	12.5	2.38	0.0	
埼玉県企業局	417.5	10.0	2.40	0.0	
埼玉県病院局	1,274.5	30.0	2.35	0.0	
埼玉県下水道局	106.5	4.0	3.76	0.0	
埼玉県議会事務局	66.5	2.0	3.01	0.0	
埼玉県警察本部	1,390.5	33.5	2.41	0.0	
千葉県企業土地管理局	146.5	4.0	2.73	0.0	
千葉県病院局	1,233.0	28.0	2.27	0.0	
千葉県水道局	1,025.0	29.0	2.83	0.0	
北千葉広域水道企業団	90.0	3.0	3.33	0.0	
君津広域水道企業団	67.0	1.0	1.49	0.0	
千葉県警察本部	1,497.5	34.0	2.27	0.0	
東京都議会議会局	158.0	5.0	3.16	0.0	
東京都人事委員会	61.5	3.0	4.88	0.0	
東京都監査事務局	89.0	2.0	2.25	0.0	
東京都交通局	2,034.0	61.0	3.00	0.0	
東京都水道局	2,864.0	78.0	2.72	0.0	
東京都下水道局	1,430.0	35.5	2.48	0.0	
警視庁	4,821.5	124.5	2.58	0.0	
東京消防庁	975.0	36.5	3.74	0.0	
神奈川県企業庁	966.0	26.0	2.69	0.0	
神奈川県議会議会局	79.0	2.0	2.53	0.0	
神奈川県警察本部	2,118.0	50.5	2.38	0.0	
新潟県企業局	95.5	2.0	2.09	0.0	
新潟県病院局	2,256.5	53.0	2.35	0.0	
新潟県警察本部	626.0	16.0	2.56	0.0	
富山県警察本部	402.0	10.0	2.49	0.0	
石川県警察本部	325.0	7.0	2.15	0.0	
福井県警察本部	350.0	8.0	2.29	0.0	
山梨県企業局	69.0	3.0	4.35	0.0	
山梨県警察本部	367.5	10.0	2.72	0.0	
長野県警察本部	429.0	12.0	2.80	0.0	
岐阜県警察本部	527.0	15.5	2.94	0.0	
静岡県がんセンター局	771.5	17.0	2.20	0.0	

静岡県警察本部	779.5	19.0	2.44	0.0	
愛知県企業庁	387.0	13.0	3.36	0.0	
愛知県病院事業庁	1,025.5	24.5	2.39	0.0	
名古屋港管理組合	326.0	8.0	2.45	0.0	
愛知県議会事務局	66.0	1.0	1.52	0.0	
愛知県警察本部	1,143.5	27.0	2.36	0.0	
三重県企業庁	137.0	5.0	3.65	0.0	
三重県病院事業庁	181.0	8.0	4.42	0.0	
三重県警察本部	399.0	9.0	2.26	0.0	
滋賀県警察本部	329.0	9.0	2.74	0.0	
京都府環境部	68.0	2.0	2.94	0.0	
京都府警察本部	690.5	20.5	2.97	0.0	
大阪府議会事務局	59.0	0.0	0.00	1.0	
大阪府警察本部	2,402.0	56.5	2.35	0.0	
兵庫県企業庁	174.5	6.0	3.44	0.0	
兵庫県病院局	2,469.0	57.0	2.31	0.0	
兵庫県警察本部	969.0	26.0	2.68	0.0	
奈良県警察本部	320.0	9.0	2.81	0.0	
南和広域医療企業団	285.5	7.0	2.45	0.0	
和歌山県警察本部	412.5	10.0	2.42	0.0	
鳥取県病院局	626.5	15.0	2.39	0.0	
鳥取県警察本部	308.0	8.0	2.60	0.0	
島根県病院局	512.0	13.0	2.54	0.0	
島根県警察本部	347.0	7.5	2.16	0.0	
岡山県警察本部	622.5	15.5	2.49	0.0	
広島県警察本部	633.0	15.0	2.37	0.0	
山口県警察本部	518.0	14.0	2.70	0.0	
徳島県企業局	117.0	2.0	1.71	0.0	
徳島県病院局	415.0	10.0	2.41	0.0	
徳島県警察本部	368.0	9.0	2.45	0.0	
香川県警察本部	429.0	9.0	2.10	0.0	
愛媛県公営企業管理局	957.5	24.0	2.51	0.0	
愛媛県警察本部	439.5	9.0	2.05	1.0	
高知県公営企業局	395.0	9.0	2.28	0.0	
高知県警察本部	340.0	9.0	2.65	0.0	
福岡県警察本部	1,068.5	27.5	2.57	0.0	
佐賀県警察本部	326.5	7.5	2.30	0.0	
長崎県交通局	236.0	3.0	1.27	2.0	
長崎県病院企業団	1,306.5	33.0	2.53	0.0	
長崎県警察本部	503.0	12.5	2.49	0.0	
熊本県企業局	—	—	—	—	(注5)
熊本県警察本部	496.0	12.0	2.42	0.0	
大分県企業局	62.0	1.0	1.61	0.0	
大分県病院局	397.0	14.0	3.53	0.0	
大分県警察本部	362.5	9.5	2.62	0.0	
宮崎県企業局	82.5	2.0	2.42	0.0	
宮崎県病院局	619.5	14.0	2.26	0.0	
宮崎県警察本部	379.5	9.0	2.37	0.0	
鹿児島県県立病院局	397.0	10.0	2.52	0.0	
鹿児島県警察本部	432.5	13.5	3.12	0.0	
沖縄県企業局	239.5	9.0	3.76	0.0	
沖縄県議会事務局	47.5	1.0	2.11	0.0	
沖縄県病院事業局	936.0	29.0	3.10	0.0	
沖縄県警察本部	301.0	9.0	2.99	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 備考欄中(注4)について、平成29年12月12日に公表した時点においては、通報がなされていなかった。

注5 備考欄中(注5)について、再点検の結果により、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数が43.5人以上であり、法第38条に基づく障害者の雇用義務があることが判明した。

3 都道府県教育委員会における再点検に基づき通報された数値は以下のとおりです。

(1) 平成29年6月1日時点 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）（再点検後）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	580,263.5	10,592.0	1.83	2,263.0	
北海道	30,183.0	637.0	2.11	27.0	
青森県	9,365.0	149.0	1.59	57.0	
岩手県	8,281.5	189.5	2.29	0.0	
宮城県	10,854.0	223.5	2.06	14.5	
秋田県	7,111.0	132.5	1.86	23.5	
山形県	7,175.5	166.5	2.32	0.0	
福島県	11,551.0	184.5	1.60	69.5	
茨城県	16,347.5	289.0	1.77	70.0	
栃木県	11,304.5	208.0	1.84	40.0	
群馬県	11,554.5	160.5	1.39	93.5	
埼玉県	25,859.0	400.0	1.55	168.0	
千葉県	22,827.0	386.0	1.69	116.0	
東京都	43,370.5	960.5	2.21	0.0	
神奈川県	22,679.0	376.5	1.66	121.5	
新潟県	11,819.5	263.5	2.23	0.0	
富山県	6,132.5	73.0	1.19	61.0	
石川県	6,331.0	81.0	1.28	58.0	
福井県	5,646.0	124.0	2.20	0.0	
山梨県	6,064.0	98.5	1.62	34.5	
長野県	13,517.0	250.0	1.85	47.0	
岐阜県	11,196.5	187.0	1.67	59.0	
静岡県	16,573.0	255.5	1.54	108.5	
愛知県	28,719.0	306.0	1.07	325.0	
三重県	10,828.0	214.5	1.98	23.5	
滋賀県	8,171.5	151.5	1.85	27.5	
京都府	8,664.0	183.5	2.12	6.5	
大阪府	29,101.0	640.5	2.20	0.0	
兵庫県	25,248.0	369.5	1.46	185.5	
奈良県	6,763.5	107.0	1.58	41.0	
和歌山県	6,253.0	121.0	1.94	16.0	
鳥取県	4,268.0	111.0	2.60	0.0	
島根県	5,758.0	131.5	2.28	0.0	
岡山県	10,351.0	230.0	2.22	0.0	
広島県	11,408.0	128.0	1.12	122.0	
山口県	8,195.0	181.0	2.21	0.0	
徳島県	5,003.5	104.0	2.08	6.0	
香川県	6,520.0	124.0	1.90	19.0	
愛媛県	8,839.5	123.0	1.39	71.0	
高知県	5,893.5	134.0	2.27	0.0	
福岡県	14,185.5	329.0	2.32	0.0	
佐賀県	6,384.5	142.0	2.22	0.0	
長崎県	9,452.5	134.0	1.42	73.0	
熊本県	8,144.0	145.0	1.78	34.0	
大分県	7,429.0	103.5	1.39	59.5	
宮崎県	6,667.0	169.0	2.53	0.0	
鹿児島県	11,562.0	264.0	2.28	0.0	
沖縄県	10,712.0	150.0	1.40	85.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 平成29年6月1日時点 都道府県教育委員会の状況(法定雇用率2.2%)(再点検前)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	572,787.5	12,782.0	2.23	120.0	
北海道	30,183.0	637.0	2.11	27.0	
青森県	9,329.5	181.5	1.95	23.5	
岩手県	8,281.5	194.5	2.35	0.0	
宮城県	10,643.0	233.5	2.19	0.5	
秋田県	7,782.0	174.0	2.24	0.0	
山形県	7,175.5	165.5	2.31	0.0	
福島県	11,553.0	245.0	2.12	9.0	
茨城県	16,233.0	347.0	2.14	10.0	
栃木県	11,275.5	266.5	2.36	0.0	
群馬県	11,440.5	284.0	2.48	0.0	
埼玉県	25,859.0	571.0	2.21	0.0	
千葉県	22,650.5	503.5	2.22	0.0	
東京都	43,370.5	960.5	2.21	0.0	
神奈川県	22,679.0	518.0	2.28	0.0	
新潟県	11,819.5	265.5	2.25	0.0	
富山県	6,138.5	136.5	2.22	0.0	
石川県	6,268.0	137.0	2.19	0.0	
福井県	5,646.0	124.0	2.20	0.0	
山梨県	6,064.0	133.5	2.20	0.0	
長野県	11,821.5	243.5	2.06	16.5	
岐阜県	11,198.5	252.0	2.25	0.0	
静岡県	15,000.0	349.5	2.33	0.0	
愛知県	30,657.0	698.5	2.28	0.0	
三重県	10,828.0	260.5	2.41	0.0	
滋賀県	8,171.5	185.5	2.27	0.0	
京都府	8,664.0	183.5	2.12	6.5	
大阪府	29,101.0	640.5	2.20	0.0	
兵庫県	22,100.0	483.5	2.19	2.5	
奈良県	6,763.5	151.0	2.23	0.0	
和歌山県	6,253.0	122.0	1.95	15.0	
鳥取県	4,268.0	111.0	2.60	0.0	
島根県	5,758.0	136.0	2.36	0.0	
岡山県	10,351.0	239.0	2.31	0.0	
広島県	10,784.5	227.5	2.11	9.5	
山口県	8,195.0	181.0	2.21	0.0	
徳島県	5,003.5	117.0	2.34	0.0	
香川県	6,498.0	142.0	2.19	0.0	
愛媛県	8,531.5	197.0	2.31	0.0	
高知県	5,893.5	130.0	2.21	0.0	
福岡県	14,185.5	329.0	2.32	0.0	
佐賀県	6,384.5	142.0	2.22	0.0	
長崎県	8,596.0	189.0	2.20	0.0	
熊本県	8,027.5	176.5	2.20	0.0	
大分県	7,429.0	163.5	2.20	0.0	
宮崎県	6,667.0	170.0	2.55	0.0	
鹿児島県	11,485.5	262.0	2.28	0.0	
沖縄県	9,780.0	221.5	2.26	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 独立行政法人等における再点検に基づき報告された数値は以下のとおりです。

(1) 平成29年6月1日時点 独立行政法人等の状況(法定雇用率2.3%)(再点検後)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	355,263.0	8,625.0	2.43	159.0	
医薬基盤・健康・栄養研究所	333.5	6.0	1.80	1.0	
宇宙航空研究開発機構	1,939.0	44.0	2.27	0.0	
海上・港湾・航空技術研究所	458.5	9.0	1.96	1.0	
海洋研究開発機構	1,011.5	27.5	2.72	0.0	
科学技術振興機構	1,300.5	21.0	1.61	8.0	
建築研究所	131.5	4.0	3.04	0.0	
国際農林水産業研究センター	274.0	7.0	2.55	0.0	
国立環境研究所	715.5	20.0	2.80	0.0	
国立がん研究センター	2,192.5	53.0	2.42	0.0	
国立国際医療研究センター	1,917.0	38.0	1.98	6.0	
国立循環器病研究センター	1,185.0	29.0	2.45	0.0	
国立成育医療研究センター	1,070.5	26.5	2.48	0.0	
国立精神・神経医療研究センター	857.0	19.0	2.22	0.0	
国立長寿医療研究センター	575.0	15.0	2.61	0.0	
産業技術総合研究所	4,931.0	114.0	2.31	0.0	
情報通信研究機構	930.0	24.0	2.58	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	590.0	16.0	2.71	0.0	
森林研究・整備機構	1,222.0	33.5	2.74	0.0	
水産研究・教育機構	1,379.5	23.5	1.70	7.5	
土木研究所	576.0	18.0	3.13	0.0	
日本医療研究開発機構	459.0	13.0	2.83	0.0	
日本原子力研究開発機構	3,510.5	77.0	2.19	3.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	4,819.5	114.0	2.37	0.0	
物質・材料研究機構	1,175.0	27.0	2.30	0.0	
防災科学技術研究所	313.0	8.5	2.72	0.0	
理化学研究所	4,095.0	94.0	2.30	0.0	
量子科学技術研究開発機構	1,322.5	26.5	2.00	3.5	
奄美群島振興開発基金					(注4)
医薬品医療機器総合機構	1,288.5	32.0	2.48	0.0	
海技教育機構	339.0	9.0	2.65	0.0	
家畜改良センター	871.5	26.0	2.98	0.0	
環境再生保全機構	165.0	5.0	3.03	0.0	
教職員支援機構	59.5	3.0	5.04	0.0	
勤労者退職金共済機構	339.5	9.0	2.65	0.0	
空港周辺整備機構					(注4)
経済産業研究所	75.0	4.0	5.33	0.0	
工業所有権情報・研修館	160.0	3.0	1.88	0.0	
航空大学校	114.5	2.0	1.75	0.0	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	5,899.0	227.0	3.85	0.0	
国際観光振興機構	173.0	3.0	1.73	0.0	
国際協力機構	2,807.0	46.0	1.64	18.0	
国際交流基金	614.0	17.0	2.77	0.0	
国民生活センター	183.0	5.5	3.01	0.0	
国立印刷局	4,258.5	115.0	2.70	0.0	
国立科学博物館	226.5	6.0	2.65	0.0	
国立高等専門学校機構	5,007.0	133.0	2.66	0.0	
国立公文書館	160.0	3.5	2.19	0.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	311.0	9.0	2.89	0.0	
国立女性教育会館					(注4)
国立青少年教育振興機構	681.5	17.5	2.57	0.0	
国立特別支援教育総合研究所	87.5	1.0	1.14	1.0	
国立美術館	244.5	6.0	2.45	0.0	
国立病院機構	53,036.0	1,228.0	2.32	0.0	
国立文化財機構	676.0	19.0	2.81	0.0	
自動車技術総合機構	1,199.0	28.0	2.34	0.0	
自動車事故対策機構	445.0	12.5	2.81	0.0	

住宅金融支援機構	992.5	21.0	2.12	1.0	
酒類総合研究所	78.0	1.0	1.28	0.0	
情報処理推進機構	196.0	4.0	2.04	0.0	
製品評価技術基盤機構	505.0	11.0	2.18	0.0	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	581.0	14.0	2.41	0.0	
造幣局	909.5	25.0	2.75	0.0	
大学改革支援・学位授与機構	174.5	4.0	2.29	0.0	
大学入試センター	124.5	2.0	1.61	0.0	
地域医療機能推進機構	19,228.5	501.0	2.61	0.0	
中小企業基盤整備機構	955.0	24.5	2.57	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	305.0	8.0	2.62	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,769.0	40.5	2.29	0.0	
統計センター	764.5	16.0	2.09	1.0	
都市再生機構	3,547.5	93.0	2.62	0.0	
日本学術振興会	210.0	4.0	1.90	0.0	
日本学生支援機構	687.5	15.0	2.18	0.0	
日本芸術文化振興会	344.5	7.0	2.03	0.0	
日本高速道路保有・債務返済機構					(注4)
日本スポーツ振興センター	755.0	17.0	2.25	0.0	
日本貿易振興機構	1,303.0	24.5	1.88	4.5	
農業者年金基金	83.0	1.0	1.20	0.0	
農畜産業振興機構	257.0	5.0	1.95	0.0	
農林漁業信用基金	108.0	2.0	1.85	0.0	
農林水産消費安全技術センター	642.0	15.5	2.41	0.0	
福祉医療機構	285.5	5.0	1.75	1.0	
北方領土問題対策協会					(注4)
水資源機構	1,544.0	36.5	2.36	0.0	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構					(注4)
労働者健康安全機構	14,623.0	418.0	2.86	0.0	
労働政策研究・研修機構	124.0	6.0	4.84	0.0	
年金積立金管理運用	105.0	2.0	1.90	0.0	
北海道大学	5,039.0	104.0	2.06	11.0	
北海道教育大学	652.5	15.0	2.30	0.0	
室蘭工業大学	247.5	4.0	1.62	1.0	
小樽商科大学	159.5	3.0	1.88	0.0	
帯広畜産大学	244.5	6.0	2.45	0.0	
旭川医科大学	1,334.0	30.0	2.25	0.0	
北見工業大学	202.5	5.0	2.47	0.0	
弘前大学	1,826.0	39.5	2.16	1.5	
岩手大学	659.0	17.0	2.58	0.0	
東北大学	6,154.5	153.0	2.49	0.0	
宮城教育大学	251.0	9.0	3.59	0.0	
秋田大学	1,685.5	38.0	2.25	0.0	
山形大学	1,913.5	45.5	2.38	0.0	
福島大学	441.5	12.0	2.72	0.0	
茨城大学	699.5	15.5	2.22	0.5	
筑波大学	3,892.5	91.5	2.35	0.0	
筑波技術大学	149.5	28.0	18.73	0.0	
宇都宮大学	576.5	13.0	2.25	0.0	
群馬大学	2,189.0	40.0	1.83	10.0	
埼玉大学	621.5	14.0	2.25	0.0	
千葉大学	3,109.5	67.5	2.17	3.5	
東京大学	9,454.5	224.0	2.37	0.0	
東京医科歯科大学	2,222.0	51.0	2.30	0.0	
東京外国語大学	317.5	10.0	3.15	0.0	
東京学芸大学	776.0	18.0	2.32	0.0	
東京農工大学	607.5	14.0	2.30	0.0	
東京芸術大学	461.5	13.0	2.82	0.0	
東京工業大学	1,956.0	36.0	1.84	8.0	
東京海洋大学	366.0	6.0	1.64	2.0	
お茶の水女子大学	388.0	13.0	3.35	0.0	
電気通信大学	460.0	13.0	2.83	0.0	

一橋大学	578.0	14.0	2.42	0.0
横浜国立大学	888.0	25.0	2.82	0.0
新潟大学	2,864.5	58.0	2.02	7.0
長岡技術科学大学	327.0	8.0	2.45	0.0
上越教育大学	244.5	4.0	1.64	1.0
富山大学	2,032.5	45.0	2.21	1.0
金沢大学	2,651.5	64.0	2.41	0.0
福井大学	1,822.5	41.0	2.25	0.0
山梨大学	1,640.5	41.0	2.50	0.0
信州大学	2,438.0	65.0	2.67	0.0
岐阜大学	1,972.5	45.0	2.28	0.0
静岡大学	1,022.0	23.5	2.30	0.0
浜松医科大学	1,320.0	30.0	2.27	0.0
名古屋大学	4,860.5	113.0	2.32	0.0
愛知教育大学	472.0	11.0	2.33	0.0
名古屋工業大学	505.5	12.5	2.47	0.0
豊橋技術科学大学	345.0	8.0	2.32	0.0
三重大学	2,160.0	49.0	2.27	0.0
滋賀大学	333.0	8.0	2.40	0.0
滋賀医科大学	1,391.0	28.0	2.01	3.0
京都大学	6,763.5	148.5	2.20	6.5
京都教育大学	322.0	7.0	2.17	0.0
京都工芸繊維大学	414.5	11.0	2.65	0.0
大阪大学	6,078.5	145.0	2.39	0.0
大阪教育大学	570.5	17.0	2.98	0.0
兵庫教育大学	259.0	6.0	2.32	0.0
神戸大学	3,574.0	87.5	2.45	0.0
奈良教育大学	213.5	6.0	2.81	0.0
奈良女子大学	335.0	8.0	2.39	0.0
和歌山大学	413.5	14.0	3.39	0.0
鳥取大学	2,048.5	47.0	2.29	0.0
島根大学	1,916.0	45.0	2.35	0.0
岡山大学	3,390.0	75.0	2.21	2.0
広島大学	3,847.5	79.0	2.05	9.0
山口大学	2,378.0	50.0	2.10	4.0
徳島大学	2,361.5	56.0	2.37	0.0
鳴門教育大学	266.0	7.0	2.63	0.0
香川大学	1,925.5	47.0	2.44	0.0
愛媛大学	2,159.0	55.0	2.55	0.0
高知大学	1,787.5	40.0	2.24	1.0
福岡教育大学	343.5	11.0	3.20	0.0
九州大学	5,729.5	127.0	2.22	4.0
九州工業大学	553.5	17.0	3.07	0.0
佐賀大学	1,876.5	47.0	2.50	0.0
長崎大学	2,866.5	67.5	2.35	0.0
熊本大学	2,135.0	47.0	2.20	2.0
大分大学	1,716.5	24.0	1.40	15.0
宮崎大学	2,014.0	43.0	2.14	3.0
鹿児島大学	2,453.5	63.5	2.59	0.0
鹿屋体育大学	126.5	4.0	3.16	0.0
琉球大学	2,135.0	50.0	2.34	0.0
政策研究大学院大学	147.5	3.0	2.03	0.0
総合研究大学院大学	74.5	0.0	0.00	1.0
北陸先端科学技術大学院大学	281.0	7.0	2.49	0.0
奈良先端科学技術大学院大学	396.0	10.0	2.53	0.0
高エネルギー加速器研究機構	999.5	23.0	2.30	0.0
自然科学研究機構	1,088.5	25.0	2.30	0.0
情報・システム研究機構	752.0	18.0	2.39	0.0
人間文化研究機構	592.5	10.0	1.69	3.0
日本司法支援センター	1,166.0	23.5	2.02	2.5
日本私立学校振興・共済事業団	1,576.5	36.0	2.28	0.0
沖縄振興開発金融公庫	239.0	6.0	2.51	0.0

株式会社 国際協力銀行	588.0	14.0	2.38	0.0	
株式会社 日本政策金融公庫	7,954.5	196.5	2.47	0.0	
株式会社 日本貿易保険	151.5	3.0	1.98	0.0	
沖縄科学技術大学院大学学園	534.5	16.0	2.99	0.0	
日本年金機構	21,762.5	592.0	2.72	0.0	
全国健康保険協会	5,152.5	147.0	2.85	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。注 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注 4 備考欄中(注4)について、これらの法人においては、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数が43.5人未満であり、法第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 注 5 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。

(2) 平成29年6月1日時点 独立行政法人等の状況 (法定雇用率2.3%) (再点検前)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	353,739.0	8,663.0	2.45	129.5	
医薬基盤・健康・栄養研究所	333.5	6.0	1.80	1.0	
宇宙航空研究開発機構	1,939.0	47.0	2.42	0.0	
海上・港湾・航空技術研究所	458.5	9.0	1.96	1.0	
海洋研究開発機構	1,011.5	27.5	2.72	0.0	
科学技術振興機構	1,172.5	16.0	1.36	10.0	
建築研究所	131.5	4.0	3.04	0.0	
国際農林水産業研究センター	274.0	7.0	2.55	0.0	
国立環境研究所	715.5	20.0	2.80	0.0	
国立がん研究センター	2,192.5	53.0	2.42	0.0	
国立国際医療研究センター	1,917.0	38.0	1.98	6.0	
国立循環器病研究センター	1,185.0	29.0	2.45	0.0	
国立成育医療研究センター	1,070.5	26.5	2.48	0.0	
国立精神・神経医療研究センター	860.0	22.0	2.56	0.0	
国立長寿医療研究センター	575.0	15.0	2.61	0.0	
産業技術総合研究所	4,931.0	116.0	2.35	0.0	
情報通信研究機構	930.0	24.0	2.58	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	590.0	16.0	2.71	0.0	
森林研究・整備機構	1,222.0	33.5	2.74	0.0	
水産研究・教育機構	1,379.5	23.5	1.70	7.5	
土木研究所	576.0	18.0	3.13	0.0	
日本医療研究開発機構	459.0	13.0	2.83	0.0	
日本原子力研究開発機構	3,513.0	80.0	2.28	0.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	4,819.5	114.0	2.37	0.0	
物質・材料研究機構	1,175.0	27.0	2.30	0.0	
防災科学技術研究所	313.0	8.5	2.72	0.0	
理化学研究所	4,095.0	94.0	2.30	0.0	
量子科学技術研究開発機構	1,322.5	26.5	2.00	3.5	
奄美群島振興開発基金					(注4)
医薬品医療機器総合機構	1,288.5	32.0	2.48	0.0	
海技教育機構	347.5	9.0	2.59	0.0	
家畜改良センター	871.5	26.0	2.98	0.0	
環境再生保全機構	166.5	5.0	3.00	0.0	
教職員支援機構	59.5	3.0	5.04	0.0	
勤労者退職金共済機構	339.5	9.0	2.65	0.0	
空港周辺整備機構					(注4)
経済産業研究所	75.0	4.0	5.33	0.0	
工業所有権情報・研修館	160.0	3.0	1.88	0.0	
航空大学校	114.5	2.0	1.75	0.0	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	5,899.0	227.0	3.85	0.0	
国際観光振興機構	173.0	3.0	1.73	0.0	
国際協力機構	1,882.0	43.0	2.28	0.0	
国際交流基金	614.0	17.0	2.77	0.0	
国民生活センター	183.0	5.5	3.01	0.0	
国立印刷局	4,258.5	115.0	2.70	0.0	
国立科学博物館	226.5	6.0	2.65	0.0	
国立高等専門学校機構	5,007.0	133.0	2.66	0.0	
国立公文書館	160.0	3.5	2.19	0.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	311.0	9.0	2.89	0.0	
国立女性教育会館					(注4)
国立青少年教育振興機構	681.5	17.5	2.57	0.0	
国立特別支援教育総合研究所	87.5	1.0	1.14	1.0	
国立美術館	244.5	6.0	2.45	0.0	
国立病院機構	53,036.0	1,236.0	2.33	0.0	
国立文化財機構	676.0	19.0	2.81	0.0	
自動車技術総合機構	1,199.0	28.0	2.34	0.0	
自動車事故対策機構	445.0	12.5	2.81	0.0	
住宅金融支援機構	992.5	21.0	2.12	1.0	

酒類総合研究所	78.0	1.0	1.28	0.0	
情報処理推進機構	196.0	4.0	2.04	0.0	
製品評価技術基盤機構	505.0	11.0	2.18	0.0	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	581.0	14.0	2.41	0.0	
造幣局	909.5	27.0	2.97	0.0	
大学改革支援・学位授与機構	174.5	4.0	2.29	0.0	
大学入試センター	124.5	2.0	1.61	0.0	
地域医療機能推進機構	19,221.5	502.0	2.61	0.0	
中小企業基盤整備機構	955.0	24.5	2.57	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	305.0	8.0	2.62	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,769.0	40.5	2.29	0.0	
統計センター	764.5	16.0	2.09	1.0	
都市再生機構	3,547.5	93.0	2.62	0.0	
日本学術振興会	210.0	4.0	1.90	0.0	
日本学生支援機構	688.0	16.0	2.33	0.0	
日本芸術文化振興会	344.5	7.0	2.03	0.0	
日本高速道路保有・債務返済機構					(注4)
日本スポーツ振興センター	755.0	17.0	2.25	0.0	
日本貿易振興機構	1,303.0	24.5	1.88	4.5	
農業者年金基金	83.0	1.0	1.20	0.0	
農畜産業振興機構	257.0	5.0	1.95	0.0	
農林漁業信用基金	108.0	2.0	1.85	0.0	
農林水産消費安全技術センター	642.0	15.5	2.41	0.0	
福祉医療機構	285.5	5.0	1.75	1.0	
北方領土問題対策協会					(注4)
水資源機構	1,431.0	36.5	2.55	0.0	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構					(注4)
労働者健康安全機構	14,623.0	418.0	2.86	0.0	
労働政策研究・研修機構	124.0	6.0	4.84	0.0	
年金積立金管理運用	105.0	2.0	1.90	0.0	
北海道大学	5,039.0	104.0	2.06	11.0	
北海道教育大学	652.5	15.0	2.30	0.0	
室蘭工業大学	247.5	4.0	1.62	1.0	
小樽商科大学	159.5	3.0	1.88	0.0	
帯広畜産大学	244.5	6.0	2.45	0.0	
旭川医科大学	1,334.0	30.0	2.25	0.0	
北見工業大学	202.5	5.0	2.47	0.0	
弘前大学	1,826.0	39.5	2.16	1.5	
岩手大学	659.0	17.0	2.58	0.0	
東北大学	6,075.5	155.0	2.55	0.0	
宮城教育大学	251.0	9.0	3.59	0.0	
秋田大学	1,648.5	38.0	2.31	0.0	
山形大学	1,913.5	45.5	2.38	0.0	
福島大学	441.5	12.0	2.72	0.0	
茨城大学	699.5	16.5	2.36	0.0	
筑波大学	3,892.5	93.5	2.40	0.0	
筑波技術大学	149.5	28.0	18.73	0.0	
宇都宮大学	576.5	13.0	2.25	0.0	
群馬大学	2,189.0	46.0	2.10	4.0	
埼玉大学	621.5	14.0	2.25	0.0	
千葉大学	3,056.0	67.5	2.21	2.5	
東京大学	9,454.5	224.0	2.37	0.0	
東京医科歯科大学	2,222.0	51.0	2.30	0.0	
東京外国語大学	317.5	10.0	3.15	0.0	
東京学芸大学	776.0	18.0	2.32	0.0	
東京農工大学	607.5	14.0	2.30	0.0	
東京芸術大学	461.5	13.0	2.82	0.0	
東京工業大学	1,956.0	42.5	2.17	1.5	
東京海洋大学	366.0	6.0	1.64	2.0	
お茶の水女子大学	388.0	13.0	3.35	0.0	
電気通信大学	460.0	13.0	2.83	0.0	
一橋大学	578.0	14.0	2.42	0.0	

横浜国立大学	888.0	25.0	2.82	0.0
新潟大学	2,864.5	60.0	2.09	5.0
長岡技術科学大学	327.0	8.0	2.45	0.0
上越教育大学	241.5	4.0	1.66	1.0
富山大学	2,032.5	45.0	2.21	1.0
金沢大学	2,588.0	65.0	2.51	0.0
福井大学	1,821.5	41.0	2.25	0.0
山梨大学	1,640.5	41.0	2.50	0.0
信州大学	2,438.0	69.0	2.83	0.0
岐阜大学	1,972.5	45.0	2.28	0.0
静岡大学	1,022.0	23.5	2.30	0.0
浜松医科大学	1,320.0	30.0	2.27	0.0
名古屋大学	4,860.5	113.0	2.32	0.0
愛知教育大学	472.0	11.0	2.33	0.0
名古屋工業大学	505.5	12.5	2.47	0.0
豊橋技術科学大学	345.0	8.0	2.32	0.0
三重大学	2,160.0	49.0	2.27	0.0
滋賀大学	333.0	8.0	2.40	0.0
滋賀医科大学	1,391.0	28.0	2.01	3.0
京都大学	6,763.5	148.5	2.20	6.5
京都教育大学	322.0	7.0	2.17	0.0
京都工芸繊維大学	414.5	11.0	2.65	0.0
大阪大学	6,078.5	144.0	2.37	0.0
大阪教育大学	570.5	17.0	2.98	0.0
兵庫教育大学	259.0	6.0	2.32	0.0
神戸大学	3,574.0	87.5	2.45	0.0
奈良教育大学	213.5	6.0	2.81	0.0
奈良女子大学	335.0	8.0	2.39	0.0
和歌山大学	413.5	14.0	3.39	0.0
鳥取大学	2,051.5	50.0	2.44	0.0
島根大学	1,916.0	45.0	2.35	0.0
岡山大学	3,390.0	75.0	2.21	2.0
広島大学	3,784.5	71.0	1.88	16.0
山口大学	2,378.0	50.0	2.10	4.0
徳島大学	2,361.5	56.0	2.37	0.0
鳴門教育大学	266.0	7.0	2.63	0.0
香川大学	1,925.5	47.0	2.44	0.0
愛媛大学	2,159.0	55.0	2.55	0.0
高知大学	1,787.5	43.0	2.41	0.0
福岡教育大学	343.5	11.0	3.20	0.0
九州大学	5,729.5	127.0	2.22	4.0
九州工業大学	553.5	17.0	3.07	0.0
佐賀大学	1,876.5	47.0	2.50	0.0
長崎大学	2,866.5	67.5	2.35	0.0
熊本大学	2,135.0	47.0	2.20	2.0
大分大学	1,716.5	24.0	1.40	15.0
宮崎大学	2,019.0	42.0	2.08	4.0
鹿児島大学	2,453.5	63.5	2.59	0.0
鹿屋体育大学	126.5	5.0	3.95	0.0
琉球大学	2,135.0	50.0	2.34	0.0
政策研究大学院大学	147.5	3.0	2.03	0.0
総合研究大学院大学	74.5	0.0	0.00	1.0
北陸先端科学技術大学院大学	201.0	7.0	3.48	0.0
奈良先端科学技術大学院大学	396.0	10.0	2.53	0.0
高エネルギー加速器研究機構	1,001.5	24.0	2.40	0.0
自然科学研究機構	1,088.5	25.0	2.30	0.0
情報・システム研究機構	752.0	18.0	2.39	0.0
人間文化研究機構	592.5	10.0	1.69	3.0
日本司法支援センター	1,169.0	25.0	2.14	1.0
日本私立学校振興・共済事業団	1,576.5	36.0	2.28	0.0
沖縄振興開発金融公庫	239.0	6.0	2.51	0.0
株式会社 国際協力銀行	588.0	14.0	2.38	0.0

株式会社 日本政策金融公庫	7,954.5	196.5	2.47	0.0	
株式会社 日本貿易保険	151.5	3.0	1.98	0.0	
沖縄科学技術大学院大学学園	534.5	16.0	2.99	0.0	
日本年金機構	21,762.5	591.0	2.72	0.0	
全国健康保険協会	5,152.5	147.0	2.85	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。注 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 注 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 注 4 備考欄中(注4)について、これらの法人においては、法定雇用障害者数の基礎となる労働者数が43.5人未満であり、法第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 注 5 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……

一般の民間企業 ……………	2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)	
特殊法人等 ……………	2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等	

- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)

- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

障害者雇用義務制度及び障害者である職員の任免状況に関する通報について

(制度の概要)

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）は、国や地方公共団体、独立行政法人等、民間企業に対して、従業員の法定雇用率以上の障害者の雇用を義務付けています。

※法定雇用率

- | | | |
|------------|------|------------------------------|
| 国、地方公共団体 | 2.5% | （平成30年4月から。平成29年6月1日時点は2.3%） |
| 都道府県等教育委員会 | 2.4% | （平成30年4月から。平成29年6月1日時点は2.2%） |
| 独立行政法人等 | 2.5% | （平成30年4月から。平成29年6月1日時点は2.3%） |
| 民間企業 | 2.2% | （平成30年4月から。平成29年6月1日時点は2.0%） |
- 地方公共団体の機関は、法第40条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況を、厚生労働大臣（市町村にあっては都道府県労働局長）に通報しなければならないこととされており、同法施行令第8条に基づき、毎年6月1日現在の状況を通報することとされています。

また、独立行政法人等は、法第43条第7項に基づき、毎年、障害者である労働者の雇用に関する状況を、公共職業安定所長に報告しなければならないこととされており、同法施行規則第8条に基づき、毎年6月1日現在の状況を報告することとされています。

(制度の対象となる障害者の範囲)

- 障害者雇用義務制度の対象となる障害者は、法第37条第2項において、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る）とされています。
- 身体障害者については、法第2条第2号において、「身体障害がある者であつて別表に掲げる障害があるものをいう。」とされています。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（抄）

別表 障害の範囲（第二条、第四十八条関係）

一 次に掲げる視覚障害で永続するもの

- イ 両眼の視力（万国式視力表によつて測つたものをいい、屈折異状がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの
- ロ 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの
- ハ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの
- ニ 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの

二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの

- イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの
- ロ 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの
- ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの
- ニ 平衡機能の著しい障害

三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害

- イ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
- ロ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの

四 次に掲げる肢体不自由

- イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの
- ロ 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- ハ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
- ニ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
- ホ 両下肢のすべての指を欠くもの
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、その程度がイからホまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害（注：政令第27条により、ぼうこう又は直腸の機能の障害、小腸の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害、肝臓の機能の障害が該当するものとされている）で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

- 身体障害者について、「別表に掲げる障害があるもの」であることの確認は、身体障害者手帳によることが原則となりますが、身体障害者手帳を所持しない者について、当分の間、身体障害者福祉法による指定医や産業医による診断書・意見書によることも差し支えない

ものとしています。

- 知的障害者については、法第2条第4号において、「知的障害がある者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。」とされています。法施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下「施行規則」という。）第1条の2において、「法第2条第4号の厚生労働省令で定める知的障害がある者（以下「知的障害者」という。）は、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第19条の障害者職業センター（次条において「知的障害者判定機関」という。）により知的障害があると判定された者とする。」とされています。
- 精神障害者については、法第37条第2項において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限るとされています。

（障害者の範囲の通知）

- これらの取扱いについては、障害者雇用義務制度の創設に伴って昭和51年10月1日付けで労働省職業安定局長から各都道府県知事あて発出した「改正身体障害者雇用促進法の施行について」に記載されています。

「改正身体障害者雇用促進法の施行について」

（昭和51年10月1日 労働省職業安定局長から各都道府県知事あて）＜抄＞

第2 身体障害者及び重度障害者の範囲

3 身体障害者であることの確認

身体障害者であることの確認は、原則として身体障害者手帳によって行うものとするが、身体障害者手帳を所持しない者については、次の(1)及び(2)による医師の診断書によって確認するものとする（別添の「参考身体障害者程度等級表判定基準」を参照のこと）。（略）

- (1) 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師（以下「福祉法15条指定医」という。なお、身体障害者手帳の交付を受けようとするときは、この医師の診断書を添えて都道府県知事に申請しなければならないこととされている。）又は労働安全衛生法第13条に規定する産業医により法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書（ただし、心臓、じん臓又は呼吸器の障害については、当分の間、福祉法第15条指定医によるものに限る。）を受けること。
- (2) (1)の診断書は、障害の種類及び程度並びに法別表に掲げる障害に該当する旨を記載したものとすること。

- また、平成17年に策定された「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」においては、障害者雇用義務制度及び障害者雇用納付金制度の対象となる障害者の範囲について、身体障害者、知的障害者及び精神障害者であつて、障害者手帳等によって確認することとされている旨を明記するとともに、「身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。）によって確認を行うことも認められています。」との注記をしています。

同ガイドラインは、同年11月4日に、厚生労働省職業安定局長から「国の機関 人事担当者責任者」（官房長等）あてに通知されています。

「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」（抄）

3. 制度の対象となる障害者の範囲

(1) 制度の対象となる障害者の範囲

① 障害者手帳等による確認

障害者雇用義務制度及び障害者雇用納付金制度の対象となる障害者の範囲は、身体障害者、知的障害者、及び精神障害者であつて、以下の障害者手帳等によって確認することとされています。

- 身体障害者については、身体障害者手帳
- 知的障害者については、(イ)都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳（自治体によっては別の名称を用いる場合があります。例えば東京都においては愛の手帳。）又は(ロ)児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書
- 精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳（平成18年4月以降）

（略）

身体障害者については、当分の間、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による障害者雇用促進法別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害については、当分の間、指定医によるものに限る。）によって確認を行うことも認められています。

都道府県労働局HP一覧

各都道府県における地方公共団体及び地方独立行政法人等における障害者の雇用の状況の再点検結果は、下記のホームページで閲覧できます。

北海道労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/hourei_seido/s_koyou.html
青森労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/news_topics/topics/_00081.html
岩手労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/
宮城労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/120/123/shougai.html
秋田労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/news_topics/houdou/_120555/_120807_00069.html
山形労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/antei/taisaku2/saitenkenkeka.html
福島労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/houdou_00005.html
茨城労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/content/contents/taisaku_press_h3010_houkoku_syougai.pdf
栃木労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/content/contents/saitenkenkeka.pdf
群馬労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/news_topics/houdou.html
埼玉労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/news_topics/houdou/2018/201810-00.html
千葉労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/news_topics/houdou/2018_00001.html
東京労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/houdou/_122834/301022_syougai.html
神奈川労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home/houdou.html
新潟労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/roudoukyoku/kongetsunougoki/kishahappyo.html
富山労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/news_topics/houdou.html
石川労働局	http://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/jirei_toukei/syougai.html
福井労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/news_topics/houdou/_120779/_120908_00021.html
山梨労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/news_topics/houdou/newpage_00055.html
長野労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/content/contents/syougaisya-koyoujoukyou_h29-2.pdf
岐阜労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/news_topics/houdou/houdou_2017/syougaisya_00002.html
静岡労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/jirei_toukei/shokugyou_shoukai/toukei/syougaisyatoukei.html
愛知労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/news_topics/houdou.html
三重労働局	https://jsaite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/news_topics/houdou/29240601_00001.html
滋賀労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/_119441.html
京都労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/news_topics/houdou.html
大阪労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/redirect/osaka_saitenken.html
兵庫労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/home/sintyaku_itiran/news_topics/houdou/_121972/_122739_00008.html
奈良労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/syougaisya.html
和歌山労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/
鳥取労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/news_topics/_119962.html
島根労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/redirect/181192.html
岡山労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/handicapedkoyo/handicapedkoyo_law/s_koyou/_90778.html
広島労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/mokuteki_naiyou/syougaisyakoyouinfo.html
山口労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/news_topics/topics/_120355/saitenken.html
徳島労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/newpage_00015.html
香川労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/news_topics/_119310.html
愛媛労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/news_topics/houdou/20170414-01/291207_001_00001.html
高知労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/redirect/0001814_00002.html
福岡労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/newpage_00051.html
佐賀労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/toukei_jouhou/_88885.html
長崎労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/news_topics/new-information/tenken-kekka-18102301.html
熊本労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/kumamoto-roudoukyoku/news_topics/houdou.html
大分労働局	http://jsite.mhlw.go.jp/oita-roudoukyoku/news_topics/houdou.html
宮崎労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/news_topics/houdou.html
鹿児島労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/news_topics/houdou/2018-1022-1.html
沖縄労働局	https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/news_topics/houdou.html

国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会報告書（平成30年10月22日）概要

厚生労働省（職業安定局）に対する調査結果

○国の行政機関における障害者雇用の実態に対する関心の低さ

民間事業主に対する指導に重点が置かれ、国の行政機関で適切に対象障害者が雇用されているかの実態把握の努力をななかった。

○制度改正等を踏まえた障害者の範囲や確認方法等についての対応の不手際

・平成17年のガイドライン発出時における対応の問題

民間事業主向けのガイドラインを、制度の異なる国の行政機関向けに必要な手直しを行うことなく、そのまま送付していた。

・毎年の通報依頼発出時における対応の問題

「原則として」身体障害者手帳により確認と記載するのみで、例外について具体的な記載がないなど不明確な内容の通知を発出し続けた。

・確認資料の保存及び引継ぎに対する指導の欠如

民間事業主には省令に基づく保存義務が明確であったが、国の行政機関には指導しなかった。

・平成26年の独法の虚偽報告事案発生時における対応の問題

独法における障害者雇用状況の虚偽報告事案は、現時点から振り返ると、国の行政機関の実態を確認すべき重要な機会であった。

検証結果

○民間事業主に率先して障害者雇用に積極的に取り組むべきことは当然の責務であるにもかかわらず、多くの国の機関で障害者雇用を促進する姿勢に欠け、相当数の対象障害者の不適切計上があったことは極めてゆゆしき事態。

○厚生労働省（職業安定局）側と各行政機関側の問題があいまって、大規模な不適切計上が長年にわたって継続するに至ったものと言わざるを得ない。

各行政機関に対する調査結果

○対象障害者の計上方法についての正しい理解の欠如

一部適切に対応していた機関もあったが、正しい理解に努める姿勢に欠け、障害者の範囲や確認方法を恣意的に解釈していた。

- [例]・身体障害者は「原則として」障害者手帳により確認することとされているが、例外を厚生労働省に確認することなく解釈
- ・精神障害者は精神保健福祉手帳を有する者に限る旨、法律上も厚生労働省からの依頼通知上も明記しているが、手帳によらずに計上

○対象障害者の杜撰な計上

独自の実務慣行を安易な前例踏襲により引き継いでいた。

- [例]・視覚障害を矯正視力でなく、健康診断結果等の裸眼視力で判断
- ・人事記録等の病名等のみで内部機能障害として計上
 - ・精神障害を自己申告に基づく人事記録等で主観的に判断（不適切計上の方法に特異性が認められる国の行政機関）
 - ・うつ病等の精神疾患等を内部機能障害として多数計上（国税庁）
 - ・退職した職員を長年にわたり漫然と多数計上（国交省）
 - ・雇用率算定の除外職員（刑務官等）を多数計上（法務省）
 - ・特定の障害種別を多数計上

（視覚障害：総務省・環境省・特許庁・農水省、精神障害：外務省）

○障害者雇用促進法の理念に対する意識の低さ

組織として障害者雇用に対する意識が低く、ガバナンスが著しく欠如。担当者が法定雇用率を達成させようとすると、恣意的に解釈された基準により、例えば既存職員の中から対象障害者として選定する等の不適切な実務慣行を継続させてきた。これを放置し継続させてきたことが今般の事案の基本的な構図との心証を強く形成。

公務部門における障害者雇用に関する基本方針

平成 30 年 10 月 23 日
公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議

公務部門は、民間の事業主に対し率先して障害者を雇用すべき立場にありながら、今般、多くの機関において対象障害者の確認・計上に誤りがあり、法定雇用率を達成していない状況であったことが明らかとなった事態を重く受け止める必要がある。

障害者雇用については、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)、障害者基本計画(第 4 次)(平成 30 年 3 月 30 日閣議決定)及び障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。)において「共生」や「社会連帯」の理念が掲げられ、これを基盤とし、関係施策とあいまって、障害者雇用の推進に向けた取組が進められてきた。

障害者雇用促進法においては、「すべて事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであつて、その有する能力を正當に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るように努めなければならない。」(第 5 条)とされ、国及び地方公共団体も事業主としてこの責務を有するものである。

また、特に国の機関における障害者雇用については、障害者基本計画(第 4 次)において、「国の機関においては、民間企業に率先垂範して障害者雇用を進める立場であることを踏まえ、法定雇用率の完全達成に向けて取り組むなど、積極的に障害者の雇用を進める。」こととされている。

各府省は、今般の事態に対応するに当たって、このような障害者雇用の理念や推進の考え方及び制度の理解を改めて確認・徹底し、再発防止はもとより、法定雇用率の達成に向けた計画的な取組とあわせて、率先垂範して障害者雇用を進める立場から、公務部門における障害者の活躍の場の拡大に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

このため、本閣僚会議の下に「公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議」(以下「連絡会議」という。議長：厚生労働大臣)を設置し、政府一体となって障害者雇用の推進に取り組む方策について検討を進めてきた。また、連絡会議の下に、弁護士等を構成員とする「国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会」(以下「検証委員会」という。委員長：松井 巖 氏(弁護士、元福岡高検検事長))を設置し、再発防止とチェック機能の強化策を検討していく上での前提として、今般の事態の事実関係の確認と検証を行った。

連絡会議においては、障害者団体等から御意見を伺ったほか、障害者代表や労働者代表・使用者代表も参画する労働政策審議会障害者雇用分科会においても、今般の事態について御審議いただいた。

それらも踏まえ、今般、閣僚会議として、公務部門における障害者の活躍の場の拡大に向けた基本方針を策定し、公表するものである。なお、本文中の人事院に係る部分は、人事院に対して検討を要請するものである。

1. 今般の事態の検証とチェック機能の強化

(1) 今般の事態の検証

今般の事態については、検証委員会において事実関係の確認と検証を実施してきたところであり、その検証結果については、検証委員会から別途報告された報告書のとおりである。検証結果について、真摯に受け止め、今般の事態について深く反省し、再発防止に向けて必要な対策を講じていく。

(2) 再発防止のための対策

ア. 検証委員会による検証結果を踏まえ、障害者雇用促進法を所管する厚生労働省及び各府省のそれぞれにおいて、本基本方針に基づいて、再発防止策として以下の取組を実施する。

(ア) 厚生労働省における取組

- ・ 厚生労働省は、通報対象となる障害者の範囲及びその確認方法、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数の計上に関して、明確な判断基準を改めて示すとともに、それらの確認・計上、通報対象となる障害者の名簿の作成、関係書類の保存等の障害者雇用促進法に基づく通報等に関する実務、及び各府省における再発防止のための取組に係る留意事項（人事担当部署による内部点検の実施、研修会の実施、事務処理体制の強化等）について示した手引き（以下「手引き」という。）を作成し、各府省に送付する。

また、制度の改正等が行われた際には、手引きについて必要な改訂を行い、改めて各府省に送付する。

- ・ 厚生労働省は、障害者雇用促進法に基づく通報等に関して各府省に毎年発出する文書について、手引きを添付する。
- ・ 厚生労働省は、内閣人事局の協力を得て、各府省の人事担当者向けに、障害者雇用促進法に基づく通報等に関する実務に関する説明会・情報交換会を毎年実施する。
- ・ 厚生労働省は、毎年度、各府省に対して「障害者の任免状況の通報に関するチェックシート」を配布し、各府省からの通報を受けるに当たってチェック済みの当該チェックシートの提出を求め、その内容を確認する。
- ・ 厚生労働省は、各府省から通報される任免状況に関して、各府省が保存する通報対象となる障害者の名簿や障害者手帳（身体障害者については指定医等の診断書を含む。以下同じ。）の写し等の関係書類について必要な調査を行い、通報対象となる障

害者の範囲やその確認方法等の実務が適切に実施されているかを確認する。

(イ) 各府省における取組

- ・ 各府省は、各部局の責任者を構成員とする会議等、府省全体で障害者雇用の推進を図るために構築する体制の下で、誤りがあった府省においては自らの誤りの原因を踏まえ、再発防止策が継続的に実効あるものとして実施されているか、取組状況のフォローアップを行う。特に、地方支分部局等のある府省においては、再発防止策を本府省のみならず、地方支分部局等にも浸透させ、確実に取り組まれるようにする。
- ・ 各府省は、通報対象となる障害者の範囲やその確認方法等が適切に取り扱われているかを確認することができるよう、手引きにしたがって、通報対象となる障害者の名簿を作成するとともに、障害者手帳の写し等の関係書類を保存する。
- ・ 各府省の人事担当部署は、毎年度、各部局から報告される任免状況について、通報対象となる障害者の範囲やその確認方法等が適切に取り扱われていることを確認するため、適宜対象部局を選定して障害者手帳の写しを実地に確認すること、障害者の任免状況の増減理由に関するヒアリングを行うこと等、内部点検を行う。
- ・ また、不適正な事務処理を未然に防止するため、通報対象となる障害者の範囲及びその確認方法、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数の計上、通報書の作成などに関し、「障害者の任免状況の通報に関するチェックシート」を活用しながら、複数の職員によりチェックするなどの体制強化を図る。
- ・ 上記のほか、各府省は、職員自らが通報対象となる障害者として計上されているか確認できる仕組みの整備、各部局の担当者向け研修会の実施、各府省におけるグループウェアの活用等による手引き等の情報の共有等、それぞれの実情に応じた方策を実施する。

イ. 地方公共団体における再発防止のための取組

「都道府県の機関、市町村の機関、都道府県等の教育委員会及び独立行政法人等における平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況等の再点検結果について」（平成 30 年 10 月 22 日）の結果等を踏まえ、地方公共団体における再発防止のための取組について、本基本方針を参考にしながら必要な措置を講ずるよう、厚生労働省及び総務省より要請する。

ウ. チェック機能の強化に向けた更なる検討

厚生労働大臣による国の行政機関等における障害者の任免状況に関するチェック機能の強化について、引き続き、法的整備を視野に入れた検討を行うとともに、国の行政機関等における障害者の任免状況について、これまで実施してきた厚生労働省による一括した公表と併せて、各機関における説明責任を果たす観点から、各機関が自ら障害者の任免状況を公表する仕組みを検討する。

2. 法定雇用率の速やかな達成に向けた計画的な取組

(1) 障害者採用計画の策定

法定雇用率を達成していない府省は、まずは年内の達成を目指し、それが難しい場合には、障害者雇用促進法の下、平成31年末までの障害者採用計画を策定し、当該計画に則って法定雇用率の速やかな達成に向けた取組を進める（法定雇用率を達成していない府省等における障害者採用計画は別紙）。その際、身体障害者、知的障害者、精神障害者のそれぞれの障害特性等を適切に踏まえ、広く働きやすい就労機会を提供することに努めるものとし、特に本年4月から障害者雇用促進法に基づく雇用義務の対象に精神障害者が加わったことを踏まえ、精神障害者の雇用も積極的に進めていく。

（2）障害者採用計画の達成に向けた具体的な取組計画

法定雇用率を達成していない府省は、障害者採用計画と併せ、障害者雇用を推進していくために必要となる府省内の体制整備、障害者の採用活動及び職場定着等に関する具体的な取組計画を策定する。

併せて、法定雇用率を達成している府省においても、当該取組計画を策定する。

（3）障害者雇用に関する理解の促進

ア．人事担当者の理解促進

- ・ 各府省は、障害者の働きやすい職場環境づくりや障害特性に応じた雇用管理に関する人事担当者の理解を深める取組を進める。
- ・ 人事院は、民間事業主等向けの合理的配慮指針を踏まえ、国家公務員における合理的配慮に関する指針を、年内をめどに策定する。その指針を踏まえ、内閣人事局を中心として、厚生労働省及び人事院の協力を得て、公務部門における障害者雇用マニュアルを、年度内をめどに整備する。
- ・ 厚生労働省は、公務部門にも応用できる民間企業における障害者雇用のノウハウについて、各種マニュアル、ガイドブック、リファレンスサービス等により速やかに各府省に提供する。
- ・ 厚生労働省は、障害者の働きやすい職場環境づくりや障害特性に応じた雇用管理に精通した者（民間企業や就労支援機関での豊富な支援経験を有する者）を選任し、障害者が活躍できる具体的な業務の選定等各府省に対してその実情に応じた専門的な助言を行うことができる体制を速やかに整備する。
- ・ 厚生労働省及び内閣人事局は、障害者の働きやすい職場環境づくりや障害特性に応じた雇用管理に関し、各府省に求められる各種取組について説明する障害者雇用セミナーを年内に開催し、その後も継続的に開催する。
- ・ 厚生労働省は、各府省の人事担当者が障害者雇用に関する理解を深め、障害者雇用を進めていくに当たって生ずる課題やその対応等について学ぶ機会を持つことができるよう、障害者雇用職場見学会を年内に開催し、その後も継続的に開催する。
- ・ 内閣人事局は、障害特性を理解した上での雇用・配置や業務のコーディネートを行う障害者雇用のキーパーソンを養成する「障害者雇用キーパーソン養成講習会」を年内に開催し、その後も継続的に実施する。

イ．障害者と共に働く同僚・上司の理解促進

- ・ 各府省は、職場の同僚・上司の障害に対する理解を深め、障害のある職員を温か

く見守り、支援する応援者となるよう、障害に対する理解を深めるための研修等の取組を推進する。

- 厚生労働省は、ハローワークにおいて、各府省の取組を支援するため、精神・発達障害者と共に働く職員を対象として、精神・発達障害者に対する知識と理解を深める「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を年内に開催し、その後も継続的に実施する（各府省に出向いて開催することを含む。）。また、同講座のeラーニング版を年度内に作成し、各府省の職員が受講できるように提供する。

(4) 採用計画を着実に進捗させるための取組及び支援策

ア. 支援策に係る府省別の相談窓口担当者の配置

- 厚生労働省は、速やかに各府省別の「相談窓口担当者」（リエゾン）を定め、各府省からの相談にワンストップで対応する。

イ. ハローワークにおける職業紹介等

- 各府省は、採用計画に基づき、速やかに、ハローワークに対して業務内容や業務上の配慮などを分かりやすく示した求人申込みを行う。
- 厚生労働省は、ハローワークにおいて、各府省の求人申込みに応じて、障害特性に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場定着支援等を実施するため、就職を希望する障害者に対し、ハローワークを中心に就労支援機関の職員や医療機関等の職員から構成される「障害者就労支援チーム」を結成し、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施することを通じ、各府省における円滑な採用や採用する障害者の職場定着を促進する。
- 管轄内に複数の府省が所在するハローワークを中心に求人受理体制を強化するとともに、各府省への就職を希望する求職者のマッチングや就職後の職場定着支援等を実施するため、ハローワークに支援員を配置するなどの体制整備を図る。
- ハローワークにおいて、求職者と求人者が一同に会する業務説明会を年内に開催し、その後も継続的に開催する。

ウ. 障害者就労支援機関等との連携

- 厚生労働省は、各府省向けに、就労移行支援機関や特別支援学校、障害者職業能力開発校などの見学会を年内に開催し、その後も継続的に実施する。
- また、ハローワークにおいて、障害者就労支援機関（就労移行支援事業所、就労継続支援事業所）に対し、各府省の求人情報を提供すること等により、希望する求職者の円滑な移行を積極的に促し、ハローワークにおける職業紹介につなげる。
- 各府省は就職した障害者を支援している就労支援機関等と連携し、円滑な定着に努める。

エ. より良い職場環境づくりにつなげる職場実習の実施

- 各府省は、障害者の職場実習の実施等を通じて、障害に対する理解を深めるとともに、雇用に当たっての課題の発見とその改善策の検討に取り組むことにより、障害者雇用に係るノウハウを蓄積し、より良い職場環境づくりにつなげる。

- ・ 厚生労働省及び内閣人事局は、ハローワークによる実習希望者の紹介や内閣人事局の「障害者ワーク・サポート・ステーション事業」（各府省の職場へ、障害者（実習生）とその支援者を一定期間派遣）の実施により、各府省における障害者の職場実習を支援する。

（５）地方公共団体に対する対応

「都道府県の機関、市町村の機関、都道府県等の教育委員会及び独立行政法人等における平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況等の再点検結果について」（平成 30 年 10 月 22 日）の結果等を踏まえ、法定雇用率を達成していない地方公共団体について、その達成に向けた取組を着実なものとするため、厚生労働省は、総務省の協力を得て、上記（３）及び（４）に記載された支援を踏まえつつ、対応について検討する。

3. 国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大

（１）障害者が活躍しやすい職場づくりの推進

ア. 障害者の活躍の場の拡大に向けた取組の推進体制の整備

- ・ 各府省は、障害者雇用の推進に関する実務責任者を、障害者雇用促進法第 78 条の障害者雇用推進者に相当するものとして、人事担当部局の職員の中から選任し、速やかに配置する。
- ・ 各府省は、関係部局の職員により構成する障害者雇用推進チームを設置すること、外部人材の委嘱等により障害者が働く部署の人事担当者からの相談に応じる体制を整備すること等を通じて、速やかに障害者の活躍の場の拡大に向けた府省内の取組の推進体制を整備する。

イ. 人事担当者や障害者と共に働く同僚・上司の理解促進等（再掲）

- ・ 人事担当者の理解促進
- ・ 障害者と共に働く同僚・上司の理解促進
- ・ 障害者就労支援機関等との連携

ウ. 働く障害者向けの相談窓口

- ・ 各府省は、障害者雇用促進法第 79 条の障害者職業生活相談員に相当するものとして、障害者本人からの相談を受け付ける相談員を職員の中から選任し配置すること等により、速やかに相談体制を整備する。

エ. 個々の障害者のサポートをする支援者の配置・委嘱

- ・ 各府省は、勤務に当たって個別的なサポートを行う支援者を必要とする障害者を採用する場合、当該支援者を採用又は職員の中から選任することやハローワーク等に配置される支援者による職場適応に係る支援を受けることにより、採用後における職場適応が円滑に進むようにサポートする。
- ・ 職員の中から支援者を選任する場合において、的確なサポートを行えるよう、厚生労働省等が年度内及びその後継続的に開催する職場での支援者向けの各種セミナー等を受講させる。

オ. 障害者の作業環境を整えるための機器の導入・設備改善

- ・ 各府省は、障害者の就労を進めるために必要な施設や設備の設置、整備等について、積極的に取り組むものとする。
- ・ その際、厚生労働省は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）や民間機関を活用して、各府省からの相談に対応する。

(2) 障害者がいきいきと働きやすい人事管理の在り方の検討

障害者が、自らの希望や障害の特性等に応じて、無理なく、かつ、安定的に働くことができるよう、国家公務員の人事管理の在り方について検討を進め、必要な措置を講じていく。

- ・ 人事院は、早出遅出勤務の特例の設定、フレックスタイム制の柔軟化、休憩時間の弾力的な設定等の必要な措置を講ずるとともに、民間や公務における状況を踏まえて、障害者の働きやすさを考慮した勤務時間・休暇制度における更に必要な措置について検討を行う。
- ・ 各府省は、障害を有する職員が、通勤負担等を軽減するため、必要に応じてテレワーク勤務を活用できるよう環境整備を行うこととし、まずは平成 30 年中に関連規程の整備を行う。
- ・ 内閣人事局は、障害を有する職員の人事評価を行うに際して、当該職員の負担軽減を始め適切な人事評価を確保するため、障害の態様等により留意すべき事項をまとめ、平成 30 年中に各府省に通知する。

(3) 障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組の推進

ア. 障害者雇用施策の充実

- ・ 本基本方針に基づく取組については、今般の事態を踏まえ、公務部門における障害者雇用に主眼を置いたものであるが、民間企業における障害者雇用に推進していくことも重要であり、大切なことは、官民を問わず、障害のある方の活躍の場を見出し、拡大していくという視点である。
- ・ このため、厚生労働省は、ハローワークによるきめ細かな職業相談・職業紹介、機構による各種専門支援サービスの推進、地域の就労支援拠点である障害者就業・生活支援センターの機能強化等により、ハローワークの求職登録者、障害者就労支援機関の利用者、特別支援学校の卒業生、障害者職業能力開発校の修了生等の就職促進と定着支援を積極的に進める。さらに、企業等が障害特性等の情報を共有し、精神障害者等に対する適切な支援や配慮を講じやすくするための情報共有フォーマットである「就労パスポート」の活用を検討等を通じ、障害者雇用施策の充実を図るとともに、「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」の報告書を踏まえた障害者雇用施策の充実に向けた検討を進める。

イ. 障害者優先調達推進法に基づく、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

- ・ 各府省は、障害者雇用の推進と併せ、障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組を推進する観点から、国等による障害者就労施設等からの物品等の

調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達を着実に推進する。

- ・ 具体的には、各府省は、調達方針において定めている目標の達成に向けて取り組む。また、厚生労働省は、各府省に対し、対象となる障害者就労施設等に関する詳細な情報や創意・工夫等している取組事例を提供する。これらの取組などにより各府省の調達の推進等に向けた取組を進める。

（４）地方公共団体に対する対応

地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大に向け、上記の取組について、各地方公共団体の実情に応じ、本基本方針を参考にしながら必要な措置を講ずるよう、厚生労働省及び総務省より要請する。その際、厚生労働省は、上記（１）に記載された支援を踏まえつつ、対応について検討する。

4. 公務員の任用面での対応等

（１）障害者が能力を発揮できる職務の用意

各府省は、個々の障害者がその障害の内容及び程度に応じて能力を発揮できる具体的な職域・職種・業務を把握し、その用意を行う。

（２）障害者を対象とした募集、採用等の考え方の提示

人事院は、厚生労働省の助言を得て、障害者を採用するに当たっての募集、採用方法、採用時の配慮（面接の際の就労支援機関の職員の同席等を含む。）等の基本的な考え方を年内に各府省に提示する。各府省はこの考え方にに基づき、障害者の採用に係る手続を実施する。なお、障害者を対象とした募集に基づき採用された場合に障害者手帳の返納や失効を理由とした免職は行わない。

（３）多様な任用形態の確保

ア. 障害者を対象とした新たな常勤採用の枠組み（選考採用）の導入

- ・ 法定雇用率を達成するための各府省の採用計画における常勤職員の職務内容、規模等を踏まえた上で、人事院が能力実証等の一部を統一的に行う障害者を対象とした選考試験を平成 30 年度より導入する。その際、平成 30 年度については、各府省が年度中に採用を行えることを最優先に時期等を検討する。その結果も踏まえ、平成 31 年度については、各府省が同年中に採用を行えるよう時期等を検討する。
- ・ 並行して、各府省において個別に選考採用を実施することとし、人事院から承認申請に際しての留意点等を年内に各府省に提示する。また、人事院は、選考手続きにおいて、過去の採用試験に合格したことを評価できる旨を各府省に提示する。
- ・ 選考を経て常勤職員として採用予定の者について、本人の希望に応じ、採用前に非常勤職員として勤務できるプレ雇用を導入することとし、留意事項などを内閣人事局が年内に通知する。

イ. ステップアップ制度の導入

- ・ 非常勤職員として勤務した後、選考を経て常勤職員となることを可能とするステ

ステップアップの枠組みを平成 30 年度中に導入することとし、具体的な方法については、内閣人事局及び人事院において、厚生労働省の協力を得て引き続き検討し、年内に各府省に提示する。

- ・ 厚生労働省等において、平成 30 年度中に、職務実績のある非常勤職員について、必要な手続を経て、ステップアップの取組を実施することとする。

ウ. 障害の態様に応じた非常勤職員制度の運用

- ・ 非常勤職員について、人事院及び内閣人事局において、障害特性等に応じた適切な対応を図る観点から、雇用の安定確保等に関する運用指針を年内に策定し、各府省に提示する。

(4) 地方公共団体に対する対応

上記の取組について、各地方公共団体の実情に応じ、本基本方針を参考にしながら必要な措置を講ずるよう、厚生労働省及び総務省より要請する。

(5) 定員・予算措置

上記施策の推進に必要な定員及び予算については適切に措置するものとする。

5. 今後に向けて

本基本方針に基づく取組状況については、本閣僚会議等政府一体となって推進する体制の下においてフォローアップを行うこととし、今般の事態の再発防止及び障害者の活躍の場の拡大に向けた取組を着実に推進していく。

その際、本基本方針の目指すものは、法定雇用率が未達成の府省における法定雇用率の達成に留まるものではなく、法定雇用率を達成している府省も含め障害のある方が意欲と能力を発揮し、活躍できる場の拡大に取り組んでいくことであり、今後においても政府一体となって障害者の雇用を不断に推進していく。

(別紙)

	障害者である職員の不足数 (平成30年6月1日現在) ※	採用予定数		採用予定数の合計
		計画の始期 ～平成30年度末	平成31年度当初 ～計画の終期	
行政機関合計	3,875.0	1,491.5	2,581.0	4,072.5
内閣官房	28.0	5.5	29.0	34.5
内閣法制局	—	—	—	—
内閣府	47.0	9.0	44.0	53.0
宮内庁	14.0	1.5	15.0	16.5
公正取引委員会	3.0	6.0	0.0	6.0
警察庁	—	—	—	—
金融庁	10.0	10.0	17.0	27.0
消費者庁	10.5	3.0	4.0	7.0
個人情報保護委員会	—	—	—	—
復興庁	5.0	(注)	(注)	(注)
総務省	80.0	5.0	80.0	85.0
法務省	574.5	383.0	248.5	631.5
公安調査庁	31.0	25.0	0.0	25.0
外務省	138.0	23.0	123.0	146.0
財務省	157.0	68.5	101.0	169.5
国税庁	1,068.5	550.0	546.0	1,096.0
文部科学省	47.0	4.5	44.5	49.0
厚生労働省	—	—	—	—
農林水産省	212.5	44.0	179.0	223.0
林野庁	44.5	24.0	25.0	49.0
水産庁	12.0	5.0	10.0	15.0
経済産業省	103.5	42.5	63.0	105.5
特許庁	64.0	18.0	54.0	72.0
国土交通省	713.5	183.0	549.0	732.0
観光庁	6.0	7.0	0.0	7.0
気象庁	54.0	20.0	46.0	66.0
海上保安庁	—	—	—	—
運輸安全委員会	4.0	5.0	0.0	5.0
環境省	53.0	6.0	47.0	53.0
原子力規制委員会	—	—	—	—
防衛省	350.5	32.0	319.0	351.0
防衛装備庁	29.0	3.0	28.0	31.0
人事院	10.0	6.0	6.0	12.0
会計検査院	5.0	2.0	3.0	5.0

※ 障害者である職員の不足数（平成30年6月1日現在）については、全体的に平成29年6月1日現在の不足数よりも増加しているが、これは主に本年4月1日からの国の行政機関における法定雇用率が、それまでの2.3%から2.5%になったことに伴うものである。

注 復興庁においては、今般の平成29年6月1日現在の障害者の任免状況にかかる再点検結果により、法定雇用障害者数からの不足数が5.0人と判明したことから、平成32年度末の復興庁の廃止も見据えて、採用予定数について検討中である。

総務省自治行政局公務員部長 殿

厚生労働省職業安定局
雇 用 開 発 部 長
(公 印 省 略)

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」について

地方公共団体における障害者の採用等については、従来より格別のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、地方公共団体（都道府県又は市町村の機関、都道府県等の教育委員会）における障害者である職員の任免に関する状況につきましては、「地方公共団体における平成 29 年 6 月 1 日現在障害者任免状況の通報の再点検について」（平成 30 年 8 月 31 日職雇発第 1 号厚生労働省職業安定局雇用開発部長通知）によってご連絡したように、各地方公共団体に対して再点検をお願いしたところですが、その再点検の結果、これまで法定雇用率を達成しているとしていた地方公共団体において、一部、達成していないものがあったことが明らかとなっております。

このような中で、公務部門における障害者雇用については、「国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会」の報告書（参考 1、参考 2）を踏まえ、本年 10 月 23 日に「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（平成 30 年 10 月 23 日公務部門における障害者雇用に関する閣僚会議決定。以下「基本方針」という。）（参考 3、参考 4）が決定されたところですが、この基本方針においては、「都道府県の機関、市町村の機関、都道府県等の教育委員会及び独立行政法人等における平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況等の再点検結果について」（平成 30 年 10 月 22 日公表）（参考 5）の結果等を踏まえ、地方公共団体における再発防止のための取組について、本基本方針を参考にしながら必要な措置を講ずるよう、厚生労働省及び総務省より要請する。」とされております。

このことを踏まえ、本日、別紙のとおり、当省職業安定局長から各都道府県知事等に対し、再発防止のための取組、法定雇用率の達成、障害者の活躍の場の拡大のための取組、公務員の任用面での対応等について、その実情に応じ、基本方針を参考にしながら必要な措置を講ずるよう要請をいたしました。

また、各市町村長等に対しても同様の要請を行うよう、当省職業安定局長から各都道府県労働局長に指示をいたしました。

つきましては、貴職におかれても、都道府県及び市町村に対して、障害者雇用に関し、基本方針を参考にしながら必要な措置を講ずるよう、助言・啓発を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

(参考)

- ・参考1：「国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会」報告書
報告書(1) <https://www.mhlw.go.jp/content/000369784.pdf>
報告書(2) <https://www.mhlw.go.jp/content/000369785.pdf>
報告書(3) <https://www.mhlw.go.jp/content/000369854.pdf>
報告書(4) <https://www.mhlw.go.jp/content/000369857.pdf>
報告書(5) <https://www.mhlw.go.jp/content/000369859.pdf>
- ・参考2：「国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会」報告書(概要)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000369783.pdf>
- ・参考3：公務部門における障害者雇用に関する基本方針
<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000375741.pdf>
- ・参考4：公務部門における障害者雇用に関する基本方針(概要)
<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000375742.pdf>
- ・参考5：都道府県の機関、市町村の機関、都道府県等の教育委員会及び独立行政法人等における平成29年6月1日現在の障害者の任免状況等の再点検結果について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01957.html

職 発 1113 第 1 号
平成 30 年 11 月 13 日

各都道府県知事
その他の都道府県の機関の任命権者 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 40 条に基づく、障害者である職員の任免に関する状況につきまして、「障害者任命状況通報書の再点検に係る依頼について」（平成 30 年 8 月 31 日職雇障発 0831 第 1 号厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課長通知）等による再点検に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

再点検の結果、これまで法定雇用率を達成しているとしていた地方公共団体において、一部、達成していないものがあつたことが明らかとなりました。

このような中で、公務部門における障害者雇用については、「国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会」の報告書（参考 1、参考 2）を踏まえ、本年 10 月 23 日に「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」（平成 30 年 10 月 23 日公務部門における障害者雇用に関する閣僚会議決定。以下「基本方針」という。）（参考 3、参考 4）が決定されたところです。

については、貴都道府県の機関におかれても、障害者雇用に関し、「都道府県の機関、市町村の機関、都道府県等の教育委員会及び独立行政法人等における平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況等の再点検結果について」（平成 30 年 10 月 22 日公表）（参考 5）の結果等を踏まえ、再発防止のための取組、法定雇用率の達成、障害者の活躍の場の拡大のための取組、公務員の任用面での対応について、その実情に応じ、基本方針を参考にしながら必要な措置を講ずるようお願いいたします。

また、法第 38 条第 1 項において、地方公共団体の任命権者は、法定雇用率を満たしていない場合には採用計画を作成しなければならないこととされていることから、貴都道府県の機関において法定雇用率を達成していない場合は、平成 31 年末（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第 2 条ただし書きの都道府県教育委員会等にあつては平成 32 年末）を終期とする障害者採用計画を策定して、平成 30 年 11 月 30 日までに各都道府県労働局職業安定部あてに提出いただき、その上で当該計画に則って、基本指針も参考にしながら法定雇用率の速やかな達成に向けた取組を進めていただきますようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の各市区町村の機関については、別途各都道府県労働局長より同様の通知を送付していることを申し添えます。

(参考)

- ・ 参考 1 : 「国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会」報告書
報告書 (1) <https://www.mhlw.go.jp/content/000369784.pdf>
報告書 (2) <https://www.mhlw.go.jp/content/000369785.pdf>
報告書 (3) <https://www.mhlw.go.jp/content/000369854.pdf>
報告書 (4) <https://www.mhlw.go.jp/content/000369857.pdf>
報告書 (5) <https://www.mhlw.go.jp/content/000369859.pdf>
- ・ 参考 2 : 「国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会」報告書 (概要)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000369783.pdf>
- ・ 参考 3 : 公務部門における障害者雇用に関する基本方針
<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000375741.pdf>
- ・ 参考 4 : 公務部門における障害者雇用に関する基本方針 (概要)
<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000375742.pdf>
- ・ 参考 5 : 都道府県の機関、市町村の機関、都道府県等の教育委員会及び独立行政法人等における平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況等の再点検結果について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01957.html